

ば不祥事が勃發するか、然らざれば市民は經濟的に破滅するの外はない。これが唯一の解決策としては第一、區劃整理の真相について市民が充分に理解すること。第二には理解の結果、不完全なる所以が諒解されたならば輿論の力、市民團結の力を以て、その制度の缺陷を改善せねばならぬ。斯くして市民の實生活に適合するやう區劃整理が改善されたならば、われは一齊に歩調を調へて市民の經濟的實力の復舊と、眞個、帝都の復興とを圖りたいと存じます。何卒市民各位の御努力を切望いたします。

— 完 —

東京市會議員辯護士 小久江美代吉著

## 江木法相の憲法違犯論(解説)

沒收された土地一割取戻し運動の前途

所有權侵害せらるゝか土地一割を無償沒收

せらるゝかの重大問題 是非御一讀を望む

## 自序

江木司法大臣は責任ある帝國議會に於て論じて曰く。

「區劃整理によりて土地一割を無償沒收するは憲法違反である……………」

斯かる暴政は露西亞と日本を除いて世界にその類例なし……………」

こゝ數年を出でずして此の一割取戻しの要求が東京市民から蔚然として起るといふことを斷言する……………」

(帝國議會速記録)

而して今や江木法相の閣僚たる内閣の手によりて一割沒收

制の區劃整理は強行せられんとしつゝある。憲法は破壊されつゝあるのである。

本書は帝國議會の速記録に基き江木法相の憲法違犯論を轉載し、更にこれを解剖説明したものである。官僚の土足に破壊せられんとする憲法を擁護せよ。憲政の危機を救へ。

大正十五年春

著者小久江美代吉識

## 江木法相の憲法違犯論(解説) 目次

- 一、民有宅地一割の所有權侵害は重大なる憲法違犯……………一  
(帝國議會に於ける現司法大臣江木翼君の憲法違犯論、貴族院速記録より轉載)……………三
- 二、公益の爲め區劃整理を施行し得べき法律の根據なし……………三
- 三、民有宅地を無償沒收せんが爲めに區劃整理は強行せらる……………三
- 四、憲法には私益の爲めに所有權を侵さるゝ事なきを規定す……………一五
- 五、賠償なくして所有權を沒收せらるゝは世界に類例なし……………一八
- 六、受益金は受益金徵集の制度を以て賦課することを要す……………二三
- 七、受益金は正確なる受益の事實に基きて賦課せざるべからず……………二四
- 八、一割沒收以外に更に何程の受益金を賦課せらるゝか不明なりといふ不安あり……………二九

九、都市計畫法第六條を以て憲法第廿七條を相殺破壊することを許さず……………三

一〇、當然擡頭すべき一割取戻し運動と其の前途……………三五

一一、沒收されたる土地取戻し運動に成功したる前例解説……………元

附 録

東京市會に於ける區劃整理制度改善運動……………三

(目次了)

江木法相の憲法違犯論(解説)

小久江美代吉著

一、民有宅地一割の所有權侵害は重大なる憲法違犯

大正十二年九月大震災後の帝都復興費として國及び東京市施行の豫算約五億圓餘、それが大正十七年八月末日まで五ヶ年間の繼續事業となり大正十四年度末までに約六割を進捗する豫定であり、この内土地區劃整理費として計上されてゐる豫算が約四千三百萬圓、即ち復興豫算總額の約一割弱であります。

帝都復興は固より結構であり何人も異存のないところてありますが、震災直後の焼野原に一瀉千里で急施せねばならぬ筈の區劃整理を災後四年を経過して人家櫛比するに至つた今日の帝都に強行する事となつた爲め、苦情と困難百出、遅々として事業の進捗を見ざるのみならず區劃整理なるものが果たして完成の可能性ありや否やをすら疑

はるゝ形勢となり、これが爲めに區劃整理と全然別個の問題であるべき帝都復興事業にも多大の支障を及ぼすに至つたことは遺憾に堪えない次第であります。

現行區劃整理制度には幾多の缺陷がある、従つて市民の實生活に適せず、施行地區住民の不安と恐怖と反對と怨嗟の聲は今は道途に囂々たるものがあります。制度改善同盟會に於て改善を要求する所の缺陷は合して四十七ヶ條の多さに達し、今一々解説の違がない。唯だ茲に重要な一ヶ條として憲法違犯に關する件を述べて識者の御一考を煩はしたいと思ふ。

而してこれは單に私たちの主張ではない。震災直後の特別議會に於て現司法大臣法學博士江木翼氏が當時貴族院議員として帝國議會に於て爲されたる質問演説は滔々數萬言、區劃整理——特別都市計畫法なる法律が憲法に違犯するものなることを委曲を盡くして居られます。論より證據、左に當時の議會速記録より江木法相の所説——憲法違犯論を轉載いたします。

### 帝國議會に於ける現司法大臣江木翼君の憲法違犯論

(貴族院速記録より轉載)

江木翼君 土地區劃整理なるものは私の信ずる所に依りますれば、土地の利用を増進する爲に爲す所の仕事である、土地の利用、土地の利用と言はゞ所謂私益である、土地の利用其ものは決して公益ではないのであります、間接には公益を増進することもございませうが、其本體は所有權の利用價格と云ふものを増進しやうと云ふことが目的であると思ふのであります、現に行はれて居ります所の耕地整理の方法に致しましても、耕地の利用價值と云ふものを増進しやうと云ふことが目的でございするが故に、耕地整理其ものは決して公用ではないのであります、公益の仕事でないと思ふなければならぬと思ふのであります、又法律の文言にも明に「宅地の利用を増進する爲に、宅地としての利用を増進する爲に土地區劃整理を行ふことが出来る」と云ふことを都市計畫法の十二條には明に規定を致して居るのでございます、然るに、尙ほ斯の如く私は主として私益と申した方が宜いと思ひますが、斯ることを行ふ場合に、必要がある場合には固より、或は道路であるとか、或は溝渠であるとか云ふやうなものを付換へをする、付換をする場合に於ては前にあつた所の道路敷地なり、或ひは溝渠の敷地と云ふものは之を民有に繰込む、更に新しく出來た所の道路なり、溝渠なりと云ふものは之を官有とする、所謂交換を許す、是は耕地整理法にも認め從て耕地整理法を準用いたしてやりました所の土地區劃整理に於ては明に認めて居るのであります、即ち廢止したるものに代るべきものは無償で之を國有の土地に編入すると云ふ

ことは明に致して居るのでございます所で私が疑義を懐きます點は今回の法案に於きましては區劃整理を行政廳なり、若くは修正案に依ります所の區劃組合等に於て實行する斯る政廳、若くは公共團體等に於て區劃整理をやる場合に於て道路を擴張する、道路擴張と云ふ如きことは區劃整理とは關係ない問題で、所謂都市計畫として大いなる道路の擴張が出来るのであります之を同時に實行する爲に、澤山の潰地を要することになる、此澤山の潰地が、若し一割以上になつた場合に於ては、一割までは無償で是等の土地と云ふものを國庫に、國有に編入をする、言はゞ沒收をする、と云ふ趣意に法律案はなつて居るのであります、此點であります、私が御尋を致さむと欲する點は……斯る所謂民有の土地所有權を無償に國庫に沒收すると云ふが如きことは如何なる根據に依て之をなさるのであるかと云ふ點が私が第二に承らむとする點であります、申上げますまでもなく所有權の規定は殆ど根本的の規定が憲法に掲げられてあると思ふのであります、此由來を尋ねまするに、往昔は勝手に所有權を或は領主なり、或は國家なり、或は寺院屢々變遷を致しまして、遂に所有權に關する根本の思想が出来、此思想が固より我國の古來あつた思想に違ひありませんが、現れて憲法二十七條となつたと思ふのであります、従ひまして憲法二十七條の書方と云ふものは他の臣民の權利義務を認めたる書方と根底的に書方を異に致して居るのであります、他の條項に依て言はゞ、例へば『日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受けることなし』と云ふが如き法律あつて初めて是等の行爲が國家に出来ることと云ふことを認めて居るのでございませうが、所有權に

至つては『日本臣民は其の所有權を侵さることなし』、恰も佛蘭西革命の當時出来ました所の藩利宣言の言葉を其儘用ゐて居ると言つても宜しいのであります、さうして第二項に公益の爲め必要なる處分は法律の定むる所に依る『元來所有權なるものは不可侵のものである、公用徵收と云ふことをやるには初めて法律で出来るのであるぞ』斯う云ふことを規定いたして居るのであります、而して其公用徵收の法律は土地收用法であるとか、或は徵發令であるとか、或は近頃出来ました所の非常徵發令であるとか云ふものに至りましたが、特に目的を定め、或は國防であるとか、或は官廳の用であるとか、或は公益の爲であるとか云ふ目的を明示いたしまして、初めて所有權を徵收することを許して居るのであります、而かも其所有權を徵收するに當つては必ず代償を與へなければならぬことになつて居るのであります、私は我が帝國憲法が施行されまして、未だ曾て代償なしに所有權を沒收した例と云ふものは、犯罪の爲に所有權を沒收する場合の外はないと思ふ、然るに茲に土地區劃整理をやる場合に當つて一割と云ふものは取ることが出来る、實は私は恐ろしき法律ではないかと考へたのであります、全く所有權に對する所の憲法の保障と云ふものは無くなつたやうな感が致すものであります、露西亞の『ポルシエヴィーキ』の憲法に至りますと、いきなり所有權と云ふものは強奪して仕舞つて、無償である、未だ曾て無償で仕事をすることははないと思ひますが、露西亞に限つて無償である、總ての農地なり、工場なり、會社なり、銀行なりを國家に沒收した、假令一割でありませうとも、五分でありませうとも、無償で之を沒收することは何としても私には理解が出来ないのであります、而かも此一割を沒收するといふことは、どうなるかと申しますると、なか／＼莫大なる徵收……沒收であります、假に政府が計畫

して行はれます所の區劃整理の仕事と云ふものを、全部行政廳なり自治團體でやると致しますると、約七百萬坪……燒跡の七百萬坪の區劃整理をやられると云ふことになつて居るらしい、七百萬坪の一割、七十萬坪と云ふものは沒收せられる、假に坪二百圓、政府の單價と致して居りまする二百圓、是は甚だ不當であると云ふことを傳えて居る人もあります、銀行に擔保になつて居る價格位がそんなものであらうかと云ふことを傳へらるゝ人もありますが、假に政府の單價に致しまして一億四千萬圓と云ふ莫大なる財産を國家は無償で國民から沒收することになるのです、若し之に所謂傳へらるる如く五百圓單價にもしなければならぬことになりましたならば、三億五千萬圓と云ふ莫大なる財産を一舉にして國家の有に移さうと云ふ結果になると思ふのであります、斯の如き立法令が出来ますと云ふことは、如何にも私は其根據を知るに苦しむのであります、或は言はれるかも知れませぬ。區劃整理をやれば必ず其區劃に在る處の地主或は借地權者と云ふものは非常なる利益を受くるのである、であるから一割やそこら取つても差支えないのである、是は實に私は驚き入るのであります、區劃整理を爲すに當りまして、利益を受くる地主がおりますれば、所謂受益者と云ふものが其區劃整理の費用を負擔するの義務があると云ふことは、都市計畫法の定むる所でありますが故に若し非常に之が爲に利益を受くる地主が有りますれば、どしどし其費用の全部若くは一部を其地主に負擔せしめられて差支ないのである、左様な規定が別に在るのである、何も其土地の一割を政府が徵收なさると云ふやうな或は自治團體が徵收すると云ふが如き規定を設けないでも費用を徵收します方法に他は出來て居るのである、此規定を準用されますに於きましては、何等の差支がないのみならず、此規定でありますれば、甚だ

其均衡の能く取られたる所の處分を爲すことが出来るのであります、此修正案の八條の如き方法に據りますると、どう云ふ結果が出来るかと思はしますと、例へば銀座通りなり、或は日本橋通りなりに面接したる所の地區があると致します、例へばここに五百坪なり、一千坪なりの土地を持つて居られる人があると致します、此人はどうであるかと云ふと、銀座通りなり、或は日本橋通りと云ふものは、今回の地區計畫にはありませぬが故に、地區計畫の爲には、何等利益は受けるものでない、土地整理をやりました所で、左まで大した利益を受くることも望まれない、唯裏通り二十四間幅の大きな通りが出来ると云ふことになり、然るに若し一朝にして、ここに區劃整理の組合が出来るとか云ふことになり、表通りであると、裏通りであるとを問はず、總て組合の中に編入されて仕舞ふのである、さうして少くとも一割と云ふものは、頭からはねられて仕舞ふのであります、天引きに取られて仕舞ふのである、一千坪持つて居つたものは、百坪と云ふものは、利益を受けやうが、受けまいが、時としては損を受けるかも知れない、受損者になるかも知れない、受損者になつても一割と云ふものは天引されると云ふ結果になります、何と不公平な結果になると思ふ、之を所謂衡平と云ふ觀念から考へて見ましても斯の如き方法を執りますと云ふことは、甚だ理據を得るに難きことのやうに思ふのであります、そこで先づ第一に私は斯かる方法を執られるに付きまして、何か根據があるか、私は憲法の規定に違背して居る所の家ではないかと實は極論を致したいと思ふのであります。

此の區劃整理なるものは耕地整理法を適用して居ると云ふことも政府に於ても御認めになつて居ることであらうと思ふ、其の耕地整理法なるものと云ふものは、どうであるかと云ふと、是は實

際に當つた方は澤山居られるであります。こゝに作場道がある、こゝに用水路がある、こゝに悪水路がある、之を取變へてこつちへやる、色々此變改をするが故に其代りになつた所の道路溝渠と云ふものは、之を國有に編入すると云ふことが規定してある、それであるから道路なり或は溝渠なり、元あつた所のものと、新しく出來たものと更地處分をやる、更へると云ふことは一向差支へないのである、是は土地區劃整理なるものが、今回の如き大きな都市計畫と云ふものを豫想して居るのぢやないのであります、所が今回はどうかと云ふと、土地區劃整理をやらないでも、百七十萬坪から二百萬坪内外の土地と云ふものを收用することになつて居る、假に普通の状態に於て、同意を得てやる場合に於て——同意をしない場合にはどうかと申しますと、政府は百七十萬坪なり二百萬坪の土地と云ふものは、全部有償に之を收用しなければならぬと云ふことは申すまでもないことと思ふのであります、然るに茲に所謂土地區劃整理と云ふものが中に挟まりました故に、其中の七十萬坪、八十萬坪と云ふものを無償で國家が之を沒收すると云ふことになる、是は何と辯明されましたも、それより他にないと思ふ、斯の如きことをなさんと云ふことが、抑々所有權と云ふものを尊重なさない、所有權保護の規定と云ふものを考へて居られないのではないかと、斯様に考へる、政府委員が如何にも御了解がないのを悲しむものでございますが、私と雖も都市計畫委員會の議を経て内務大臣が計畫を定めると云ふことは承知いたして居ります、去りながら議を経なければならぬ、議は議決なんである、決して諮問するのではないのである、政府の頭では委員會なり、中央委員會なり、地方委員會なりと云ふものはどうせ官選のものが多く居るので、だから政府の言ひなりになるのだまあ都市計畫なんと言ふものは

自治でない、官治なんだ、内務大臣は官選の都市計畫委員長であるのだ、斯ふ云ふやうな御考で或は居られるのか知れませぬが、それは私は此法律が委員會を設けて居る所の趣旨を蔑視せられる次第ではないかと思ふのであります、是等の點に付ては重ねて申す必要はありませぬ、ありませぬ、如何にも此耕地整理なり、區劃整理のことに付て無理解で居られる、從來耕種整理なんぞがありました場合に、一割なり一割五分なりの耕地を道路なり或は堤塘なりの敷地に編入すると云ふやうなことはあるものではない、又縦しあつても、それは總て其私有地の利用を増す爲である、所が今回の計畫はどうであるかと云へば、燒跡に大きな都市計畫をやらう、之に百七十萬坪要るのだ、其中の七十萬坪は先づ以て地主に頭割りに掛けてやるのだ、斯う云ふことになるのであります、從來の耕地整理や、或は淺草の燒跡にありました所の區劃整理などはまるで違ひます從來の耕地整理なるものはどうか、唯露地を整理して、或は茲に三間幅の道路を作ると云ふものなんでしょう、所が今回は全く道の無いやうな所に持つて二十四間幅十八間幅の道路を作るのである、そこで其必要な潰地は地主から一割と云ふものを先づ以て天引して取つて仕舞ふのである、是は私は何としてもいかぬと思ふのであります、斯様なことを法律でやりました場合には、必ず後で禍が起るのであります、本議場は左様な問題に付て屢々煩を受けたのであります、山林の下戻し、秩祿處分の下戻しは屢々受けた、それは何であるかと云ふと、法制の缺陷を後で議會が尻拭ひしたのであります、私は敢て茲に斷言をして置いても宜い、こゝ數年を出でずして、此一割を取戻すと云ふ要求



が東京市民から蔚然として起ると云ふことを私は斷言して宜しいと思ふ、斯様なことは私は甚だ申したくないのでありますが、此法律案は甚だ其點に付ては悪い、斯様に斷言を致します。

水野鍊太郎君 唯今江木君の質問に對して松本政府委員の答辯があつたのでありますが、此御答辯に對しては政府の意見とは認めますが、果して御答辯を總理大臣若くは内務大臣も認められて居るのであるかどうかと云ふ私は御答を得たい、江木君から云はれますが如くに、果して左様なることでありますれば、今後政府は非常に御困りの立場に陥りやしないかと云ふことを私は憂ふるのであります、丁度審議會の決議、若くは帝國議會の決議、評議會の決議、種々な點に於て御困難を今日でも御感じになつて居ると思ひますが、今度尙ほ一層御面倒なことになるはせぬかと私は衷心より憂ふるのであります、結局帝國議會の決議と、先程の御答辯に依りますれば都市計畫委員會の決議との間に矛盾が行はれまして、政府は非常に困つた立場に陥りはしないか、政府が困つた立場に立つことは假りに宜しいと致しましても、是が爲に帝都復興の進行に支障を來しはしないかと云ふことを私は憂ふるのであります、折角吾々は東京帝都の復興に衷心より同情を表し、一日も速かに是が復興の舉らむことを希望し居るのであります、此度總理大臣は誠意を以て衆議院の修正を御認めになり、審議會の決議にも服従に相成つたのは全く帝都の復興を一日も速かならしめたいと云ふ誠心誠意から御出しになつた事と衷心より總理大臣の所謂誠心誠意に敬意を表して居るのである、然るに只今松本法制局長官の御答辯になりましたことでもあります

ると、今後私は非常に御困りになることと憂ふるのである、政府の御困りはまだ宜いけれども帝都復興の事業に支障を來すと云ふことを私は非常に衷心より憂へて居る、左様でありますから松本政府委員の答へられたことは果して總理大臣の意思であるか、果して内務大臣の意思であるかと云ふことを一言承りたいと思ふ、希はくば私はもう少し慎重に御考慮になつて御答になつたら如何であらうかと思ふ、江木君の御質問も實に其點を憂へて居ることと思ふ、私も此答辯を聞きまして實に之を憂へて居るのであります、希はくば慎重に御考慮になつて御答辯になつては如何かと云ふことを私は憂へます爲に、茲に一言先づ事實を御質問する次第であります。

國務大臣(子爵後藤新平君) 唯今水野鍊太郎君より實際上に顧みて帝都復興の事業の完成の上、松本政府委員の答辯の如くであつては支障を生じはせぬかと云ふことを憂へる、斯ふ云ふことで、果して是が總理大臣若しくは内務大臣の意思であるや否やと云ふやうな御尋ねだと考へます、此點に對しましては政府に於ては法理の研究上に付て松本政府委員の解釋せられたやうに考へて居ります、而して是が實行に付て支障を生ずる點に付て考慮すべきものは考慮する積りで居るのであります、此上の所どの邊に支障を生ずるかに付いて政府も十分に考慮は致して居りますが、尙ほ法理の解釋上から其支障を推測する許りではいかぬのでありますから、此實行上に付て如何なることがあるか、又之を如何に圓滿に行ふかに付て方法があるかは十分考慮する積りであり、併しながら此答辯のことに付ては之を尊重いたしましたに依て其支障の無きやうに考慮して行きたいと考へて居る譯であります、如何なる支障が來るや否やと云ふことに付て或は其足らざる所のものでありますならば宜く考慮を致す積りで居ります。(参照)

以上、江木法相の所説によつてその論旨は盡きて居りますが、演説速記の冗長、重複を省き更にこれを要約すれば、その所論は五段に區分することが出来ると思ふ。

## 二、公益のために區劃整理を施行し得べき法律の根據なし

その第一段は、區劃整理なるものは、宅地の利用を増進する爲め、即ち私益を目的とする場合にのみ行ひ得るものであつて、公益のために強行し得べき何等の法の根據がないといふことであります。即ち都市計畫法第十二條には、

都市計畫區域内に於ける土地に付ては其の宅地としての利用を増進する爲め土地區劃整理を施行することを得

とあります。宅地の利用増進といふのは私の利益である。その私益を増進する目的のためにのみ區劃整理を行ひ得ることを明記したものであつて、公益のため、例へば公園を新設し、國道を擴築するといふが如き目的のために區劃整理を行ひ得るといふ法律は何處にも見當らない。然るに現行の區劃整理は、宅地の利用増進といふ目的を離

れ、區劃整理とは何等の關係なき道路の擴築といふが如きこと、即ち國家が國費を以て當然國家事業として爲さねばならぬ筈の都市計畫事業をまでも宅地の利用増進の爲めで行ふべからざるものまでも區劃整理として行ふといふことは、都市計畫法第十二條に違背するものであり、立法府の權限を無視した行爲といふことになるのであります。

## 三、私有宅地を無償沒收せんが爲めに區劃整理は強行せらる

第二段に於て、何故に區劃整理と關係なき國道、公園、運河の擴築といふが如き公益に關する事業までも區劃整理として行はんとするのであるかといへば、本來、都市計畫として國道その他の擴築を行ふが爲めには百七十萬坪乃至二百萬坪の潰地が必要であり、それだけの土地を收用することになつて來る、その内宅地に屬する分は全部有償にて收用せねばならぬこと勿論であるが、これを區劃整理として行ふ場合には特別都市計畫法第八條の規定により燒失地區の内七百萬坪の一割七十萬坪の私有宅地は無

償て沒收することが出来る。即ち私有宅地七十萬坪、單價坪三百圓とすれば二億千萬圓の私有財産を只だ取る爲めに強いて區劃整理を行ふ事にしたものである、何と辯明されてもそれより外にないと思ふと、江木法相は述べて居られるのであります。

而して江木法相の論旨を更に解剖すると、その只だ沒收した二億一千万圓は何に充當するのであるかといへば、區劃整理とは全然別問題であるところの都市計畫事業、即ち幹線道路なり公園なり運河なりの新設又は擴築費に使用されるのである、これが甚だ不合理である、然らば幹線道路以下の新設擴築費用は誰れが負擔すべきものであるかといへば、それは勿論、東京市民も負擔せねばならぬけれども、それは日本全國民七千萬の一人としての直接國税を以て負擔すべき理義である。即ち村道は村費、縣道は縣費で支出すべきものであるが、苟くも國道と名のつく國家事業である以上は、國費を以て行ふべきものであること言ふまでもなく、されば從來といへども、長崎縣の國道にせよ北海道の國道にせよ、國費を以て行ひ來つた、即

ちそれには東京市民の納税も加つて居る、語を換ふれば全國民の負擔であり、従つて東京市民も長崎縣や北海道の國道費を負擔して來て居るのである以上、東京市燒跡の幹線道路も既に國道である以上は全國民の負擔すべきもの、國費を以て支出すべきが當然である、然るに他府縣の國道は東京市民が負擔し來つたのであるが、東京市燒跡の國道のみは、東京市の燒失區民だけが特に土地一割——二億一千万圓を支出し、負擔させられるといふことは不合理不公平の甚しきものであるといふのであります。

#### 四、憲法には私益の爲めに所有權を侵さるゝ事なきを規定す

第三段に於ては、斯くして私有宅地一割を沒收することは憲法違犯であると論斷せられてゐるのであります、これを上下の二篇に區分して見る事が出来ます。

上に於ては區劃整理のために臣民の所有權を犯すことが出来るかどうか、たとへ一割であらうと二割であらうと市民の土地を同意の有無に拘らず收用することが正當であるかどうかといふ問題であります。憲法第廿七條には



割を没收し得るといふ特別都市計畫法第八條は、效力の如何に拘らず憲法違反であることは明白であります。今や東京市民はこの憲法を蹂躪し、破壊したところの非道の法律によつて、土地一割を没收されんとしつゝあるのであります。

#### 五、賠償なくして所有權を沒收せらるゝは世界に類例なし

第三段の下に於ける江木法相の主張として見得るものは、區劃整理のために土地一割を強制的に收用せらるゝことが憲法違反であるとし、これを收用するに當つて、何等の代償を支拂はず、無償にて臣民の財産を沒收する、他人の物を只だ取るといふのは驚くべき事實である、恐るべき法律である、露西亞と日本を除いて、世界に類例なき暴舉であるといふ意味を論じて居られます。

この憲法第二十七條の規定せられた根源は、即ち一七八九年佛蘭西人權宣言第十七條

所有權は侵すべからざるものにして公けの必要ある場合に於て賠償を與ふるに非ざれば之を收用することを得ず

といふ規定に發するものであります。即ち公益の爲めには所有權を侵すことは出来るが、しかし、それには必ず賠償を支拂はねばならぬといふ立憲の精神であります。如何に公益のための收用であつても無償で取り上げることが相成らぬといふので帝國憲法第二十七條には賠償を要する旨の明文は現はれておませんけれども歐洲各國の憲法は概ねこの佛蘭西人權宣言の規定を採用して居る、公けの爲めならば無償で沒收して宜しいといふ規定は、各國憲法中、未だ曾てこれを見出せない。

試みに各國憲法中、所有權に關する條章を參照するに、

米國マッサアチュセツト權利典章第十。各個人の財産は之を侵すを得ず但し公益の必要上、個人の財産を賠償を與へて收用する場合はこの限りにあらず。

米國ヴァーモント權利典章第二。公益の爲め一私人の財産を收用する時は賠償を與ふるを要す。

普憲法第九條。所有權は侵すべからず但し公益上必要の爲め法律に従ひ賠償額を前

定して所有権を制限又は收用するは此の限りにあらず。

比憲法第十一條。公益の爲め必要なる場合に於て法定の要件に従ひ豫じめ補償を與ふるに非ざれば個人の所有権を侵すことを得ず。

澳憲法第五條。所有権は侵すべからず但し公用徵集を爲すには法律の定むる要件を履むを要す。

伊憲法第二十七條。所有権は侵すべからず但し法律の要件に従ひ賠償を與へて收用する場合は此の限の限りにあらず。

葡憲法第八章第二十一條。所有権は侵すべからず但し公益の爲め賠償を與へて收用する場合は此の限りにあらず。

索遜憲法第卅一條。王國臣民の所有権及びその他の權利は國家の目的の爲め奪はるゝこと無し但し法律を以て定めたる時、若しくは必要の場合に於て相當の賠償を拂ふ時は此の限りにあらず。

ウユルテンベルヒ憲法第卅條。何人も樞密院に於て必要を認め賠償金を與へたるにあらざれば國家又は團體の爲めに其の財産又は他の權利を強いて拋棄せしめらるゝことなし。

以上、各國の憲法中、所有権に關する條章を通觀する時は、辭句用語はいろ／＼異つて居りますが、原則として人民の所有権は侵すべからざるものなること、所有権を侵すは公益の爲めの場合に限ること、公益のために所有権を處分する場合と雖もその收用には必ず賠償を必要條件とすること、是れだけは明白に看取し得るところであります。

然るに今回の東京市土地區劃整理に於ては、宅地の利用増進といふ私益のために市民の所有権を侵すものであり、その一割七十萬坪の收用に對しては何等の代償を支拂はない、全然無代で以て沒收しやう、只だ取り上げやうといふのであります。實にこれ憲法破壊の上塗りを爲すものであつて、驚き入つた制度、恐ろしい法律である、斯や

うな恐ろしい法律を制定するものは世界中、露西亞と日本だけであるといふことを江木法相は極論して居られるのであります。

茲に於てか『公益のために非ざる所有權の侵害は絶対にこれを禁止する』といふ精神に基いて制定せられた帝國憲法第七七條は今次の區劃整理——特別都市計畫法第八條の發布施行によつて立派に破壊され終つたのであります。同時にわれ／＼災後の東京市民は露西亞以外にその類例なき無償沒收によつて七十萬坪二億一千萬圓の私有財産を只だ取られることになつたのであります。

#### 六、受益金は受益金徴收の制度を以て賦課することを要す

第四段に於ては、前陳の如き江木法相の論理主張に對して、當時の政府委員（松本蒸治氏等）が『土地一割を沒收するのは受益者負擔を課する意味である』との答辯に對する江木博士の反駁であります。即ち當時の政府委員の答辯を要約すると、

都市計畫法第六條によると、公用に供せられる土地が一割以上に上ることがあつて

も補償はないが、本法案（特別都市計畫法第八條）はこれを制限して一割以上は補償金を交附することに定めた、その點に於ては都市計畫法に比して餘程私人の權利を認められたものである云々と申して居ります。

然らば都市計畫法第六條第二項には何と規定してあるかといへば、

都市計畫事業に依り著しく利益を受くる者をして其の受くる利益の限度に於て其の費用の全部又は一部を負擔せしむることを得。

との旨が示されてゐるのであります。そこで第六條の意味は、松本政府委員の答辯に言ふところの『公用に供せられる土地が一割以上に上つても構はず沒收する、補償はせぬ』といふのとは意味が違つて居ります。

第六條では『費用の全部又は一部を負擔せしむる』といふのであるから、その利益が土地財産の一割を超えた場合、二割にも三割にも上つた場合には、利益の限度に於い

て二割でも三割でも受益者負擔金として課することが出来るといふのであります。即ちこの第六條は受益者負擔金の制度を規定したものである。なるほど區劃整理のため利益が二割でも三割でも、或ひは五割でもあつたのが事實とすれば、それは受益者負擔金として第六條の明文によつて課せられて宜しいので、市民としても實際受けて居る利益の一部又は全部を受益金として吐き出せといはれることに異存のあるべき筈はないのであります。

然るに政府委員の答辯——當時の政府の見解は、區劃整理の爲めに市民が利益を受くるであらう、どの位の利益を受くるかは分らぬが先づ——大見當で一割位の利益は、たしかに受くる事と思はるゝから、まづ一割の土地は都市計畫法第十二條の精神を酌んで天引沒收しても宜からうといふことになつてゐるのであります。これについては政府の爲すところに二つの非違と矛盾を發見するのであります。

七、受益金は正確なる受益の事實に基きて賦課せざるべからず

その第一非違は、江木法相も論じて居らるゝ通り——即ち江木法相曰く、

區劃整理により利益を受くる地主があれば謂はゆる受益者が、その區劃整理の費用を負擔するの義務あることは都市計畫法の定むる所でありますが故に、若し非常にこれが爲めに利益を受くる地主がありますればドシ／＼その費用の全部若しくは一部をその地主に負擔せしめられて差支へないのである、左様な規定が別にあるのである。何もその土地の一割を政府が徴集なさるといふやうな、或ひは自治團體が徴集するといふが如き規定を設けないでも、費用を徴集する方法は他に出來て居るのである。この規定による時は區劃整理施行地區に編入された地主、借地權者といふものは一人残らずその所有地一割を天引で取られて仕舞うのである、千坪の地主は百坪を取られるといふ風に、利益を受けやうが受けまいが、時としては損を受けるかも知れない、受損者になるかも知れない、受損者になつても一割は天引で取られる結果になります、何と不公平な結果になると思ふ、公平といふ觀念から考へ



て、甚だ理據を得るに難きことのやうに思ふ、斯かる方法を執られるにつき何か根拠があるか、憲法の規定に違反して居る所の案ではないか云々

これが政府委員の答辯に對する江木博士の再論であります。

論旨は江木法相の主張で盡くされてゐる通り若し民有宅地一割の天引没収が、都市計畫法第六條に現はれて居る受益者負擔金の意味で課するものであるとすれば、その受益金の賦課は事實に根據したる、絶對公平、正確のものでなければならぬ、漫然たる未來の想像、空想によつて賦課さるべきものでない、區劃整理によつて先づ一割ぐらゐは利益を得るであらうから、天引一割を没収してやれといふが如き亂暴な賦課の仕方といふものがあるものでない。事實、江木法相の主張通り、區劃整理によつて損を受けるもの、受損者となる者があるかも知れないのである、故に區劃整理の完成するを待ち、一萬圓を利したのものにはその受益の總額を限度とし、費用の全部又は一部を公平、正確に賦課するといふのが、都市計畫法第六條の趣旨である。然るに特別都市

計畫法第八條に於ては、區劃整理をやりもせぬ以前に、海のものとも山のものとも、受益者になるとも受損者になるとも分らぬ先きに、漫然と未來を想像して一割の土地を天引没収するといふのは如何にも亂暴な話である、たしかに代償を與へずして人民の所有權を侵すところの憲法違反の行爲と思はれるのであります。

政府者は或ひは辯解して言ふであらう。

單に區劃整理の結果としては誰れしもが皆な一樣に一割を受益したといふ結果にはならぬであらうけれども、個人間の凹凸の損徳の不公平は別に清算勘定に於て公平に平均する。而して土地一割以上の減歩に對しては補償するが故に、結局、區劃整理地區内の市民——地主、借地権者——は皆な一樣に區劃整理によつて利益を受くる、どのくらゐ受くるかは分らぬが一割、或ひはそれ以上を受くるものと認めて、一割の土地を天引没収するのである云々。

と先づこの邊が政府者の金城湯地と頼む答辯の奥の手であらうと思はれます。

成るほど清算勘定によつて或ひは一地區内だけの損徳は多少——比較的公平に、平均されるかも知れぬ、しかしこれとても（更に別の清算金の問題になるから委細は省略するが）清算金算出の方法と、指數の決定、即ち地價評價の方法が頗る杜撰、不完全であるから、正確に公平を期し得るものとは認められないが、假りに比較的公平に平均されるものとしても、それは一地區内だけの話である、甲の地區と乙の地區との損徳を平均すべき何等の制度がないから六十六地區それ〴〵の地區によつて區劃整理の結果、受くる所の損徳が相違する譯である。例へば日本橋甲地區の現在路線は殘存建物や何かの都合で、擴張されない、所が裏通りの乙地區には新たに廿四間巾の大通りが出来て、それが幹線の中軸となるといふ如き場合には前記甲地區の舊來の繁榮は新たに乙地區に移動する、従つて甲地區内に於ける相互の損益は清算勘定によつて假りに平均されるとしても甲地區の地價等位の低下と、反對に乙地區の等位の向上といふ兩者の區劃整理によつて受くる損益、不公平は、何等平均さるべき制度がない。斯く

して六十六地區は大同小異それ〴〵多少の損益の結果を異にする譯であるが、これに對して皆な一樣に一割を區劃整理で利得したと認められて一割の土地を天引沒收するといふのは筋の立たぬ話、不合理な話、不公平な話であります。

#### 八、一割沒收以外に更に何程の受益金を賦課せらるゝか

##### 不明なりといふ不安あり

政府の爲すところの第二の非違として市民の注目を要することは、土地一割の天引沒收が、都市計畫法第六條に規定されたる受益者負擔金の意味で沒收されるものでないといふ一事であります。憲法違犯論は、しばらく假りに別問題として、土地一割の沒收が受益者負擔の意味でありとし、區劃整理の結果、約一割を利するであらうから、その一割を正式に受益金として沒收するといふことで、その理據並びに法文の根據が明白であるならば、市民は區劃整理の結果として、これ以上に取りられる心配がないこととなるから災難序てに取りられて置けば先づそれで一安心といふことにもなるのであ

りませんが、土地一割没収は受益者負擔金として課するものであるといふ何等の法規もなく責任者の言明もない。單に言明がないばかりでなく、正式に市民より、

今回の區劃整理に關し土地一割没収以外に更に受益者負擔金を課するや如何

との質問に對し復興局は十四年五月一日附公文書を以て回答して曰くには、

土地區劃整理に關し受益者負擔を課すべきや否やは未だ確定せず、

と云ふて居ります。乃ち市民に取りての最も重大問題である受益者負擔金を課するや否やといふことは未定であるといふのである。本來斯くの如き重大事項は區劃整理の議を決すると同時に、決定しなければならぬ問題であると思はれるのに、一方の區劃整理だけは庶二無二強行する事として置きながら、これと並進して同時に決定すべき筈の受益金はどうなるか未定であるとして放任して置くといふのは如何にも無責任な話であり、市民としては前途の不安、危険の上もない次第と申さねばなりません。しかもこれに關する實例としては、新宿遊廓一二丁目が大正九年に焼失した、そこで

制度は多少違ひますが只今の言葉で申せば先づ區劃整理を行ふた、それは焼失後二年を經過して行はれたのである。そこで居住民は大へん結構なことである有難い話だと喜んで賛成し、その工事を完うせしめたところが、更に三年を經過した大正十三年末に至り、事前に於て何等の諒解も豫告もなかつたものを突如として同年十月二十日附東京市公報により卅七萬圓を要した工費の内廿一萬七千圓を居住者約百五十人（地主にして土地を自ら使用せるもの又は十年以上の借地権者）に對して受益者負擔金として三十日以内に納附せよと賦課して來た。寢耳に水の居住民は町民大會を開いて絶對不拂同盟を決議したといふやうな事實もあります。

今回の區劃整理は、それに比較すると何百倍かの大規模なもので、後日に至り受益者負擔金を課せられるとすれば、その額は何千萬圓に上るものと覺悟せねばならぬ。その重大問題が未確定であるとの官廳からの回答であり、法規を調べると都市計畫法第六條には、受益金を賦課し得る規定は嚴存してゐるが、一割を天引没収したるが故に

この上は取らぬといふ何等の規定は見つからないのであります。只だ市の助役邊の人々が曾て區劃整理の效能を演説をして廻つた當時に、土地一割を無償で頂戴する代りに、道路補装工費は取らぬ、山の手の都市計畫では取るが區劃整理では取らぬといふことを言明してゐたやうであります。これとても非公式の話であつて當てにはならぬけれども、多分はさういふ方針であらうかとも思はれるのであります。して見ると補装費は取られぬものと假定し、受益金は不明であるとして有耶無耶の裡に土地一割を沒收しやうといふことは、取られる側の権利者としての市民から見るとは、たしかに黙過し難き第二の非違であり脅威であると信ぜらるゝのであります。

而して前記十四年五月一日復興局回答の末文には、

區劃整理地區内に於ては宅地總面積減少一割までは補償せざるの點を考慮斟酌せらるべきことを當然なりと認む

と附記してあります。何だか謎のやうな思はせ振りの書き方で、その眞意を諒解する

に苦しむのであります。察するところ『整理施行地區内は一割までは民有宅地を沒收するのが原則なのである。故に麴町第一地區の如き減歩率一割に満たない處は、當然一割に滿つるまでは金で取られるものと思へ』といふ風に解釋して然るべきかと存じます。これは減歩率一割未滿の地區の方々に取つての大問題であると思はれるから御參考までに書き添へて置く次第であります。

#### 九、都市計畫法第六條を以て憲法第廿七條を相殺破壊することを許さず

これを要するに第四段の論點は、政府は都市計畫法第六條に受益者負擔金の規定があつて何割でも取つて差支へないことになつてゐるから天引一割の沒收は當り前だといふのに對し、江木法相は、受益者負擔金は、受益金としてその制度方法に基き三割でも五割でも受益者からドシ／＼取つたが宜ろしい。受益金と憲法とを混同して人民の所有權を法律の力で土地そのものを一割であらうと五分であらうと私益のために無償で沒收するのは憲法違犯であると主張されてゐるのであります。

この争論を分り易く碎いて申せば、お前に百圓の貸金(受益金としての取り分)があるから、お前の佛壇は、お前の諾否如何に拘らず擔いでゆくといふのと同じ筆法であります。なるほど區劃整理による受益金——百圓の貸金があるとしても、その貸金を回収するには裁判をするなり、執達吏を向けて強制處分を行ふなり、競賣に附するなりといふ正當、成規の手續を履まねばならぬ。それでないと果たして百圓の債權といふことが事實であるか、正當であるか、取り返へして宜しいものであるかといふことが合法的に判明しない道理である。然るに判決も求めず成規の手續も經ずに、百圓の貸金があるからと云つて、債務者の同意しないにも拘らず百兩のかたに佛壇を腕力沙汰でかつぎ出すといふことであれば、百圓の債權はあるとしても、その行爲は明白に佛壇の泥棒であり強盜であり、他人の所有權を侵害する不法の行爲であります。則ち都市計畫法第六條に、如何に受益者負擔の規定があるにせよ、受益高の算出、調査その他成規の手續を履むことなくして、唯だ漫然と一割ぐらゐるは利益するであらうと

いふが如き漠たる想像を以て土地一割の天引沒收を強行するが如きは、味噌もクソも一緒に混同した議論であつて、都市計畫法第六條を以て憲法第廿七條を相殺することは出来ない、法律を以て憲法を破壊することは許されない、特別都市計畫法第八條に規定された天引一割の土地沒收制度は依然として憲法違反であります。

#### 一〇、當然擡頭すべき一割取戻し運動と其の前途

第五段に於ては、既に前來陳ぶるところの如く、土地一割の天引沒收が、たとへ法律となつて現はれたにせよ、憲法に違反する不當の法律である以上、立憲治下の國民としての權利の主張の上から、當然こゝに一割の土地を取戻すといふ要求が起らねばならぬ筈である、それは單なる權利の要求であるばかりでなく、實に立憲國民として、憲法を擁護し、憲政を確立する所以であります。江木法相は憲法違反論の決論として茲に論及し、左の如く論斷して居られるのであります。曰く、

私は敢て茲に斷言をして置いても宜しい、こゝ數年を出でずして此の一割を取戻す

といふ要求が東京市民から蔚然として起るといふことを私は斷言して宜しいと思ふ斯く明白に斷言されてゐるのであります。而して今日に於ては市民は一割沒收に反對し、その惡政の實施を防止すべく極力、この惡法に反對して居るのであります。よく一割を取られる事となり、取られた曉には、今度は一齊に一割取戻し運動が蔚然として、猛然として、翕然として擡頭するに至るべきは火を睹るよりも明らかかとであります。しかもその土地一割は決して僅少な額ではない、江木法相の演説速記中にも見ゆる通り、坪單價五百圓とする時は實に三億五千萬圓、それだけの莫大な私有財産を東京市民は沒收されるのであります。直接沒收される被害者は地主と借地権者であるけれども、その損害は直ちに轉嫁されて地代の値上となり、再轉して家賃の値上となり、三轉して物價騰貴の趨勢を馴致する結果となりますが故に、三億五千萬圓の損失を如實に、直接に負擔せねばならぬ被害者は全市民の八割を占むる借家人階級であり、日用物貨の騰貴を苦痛とする庶民階級、細民階級であります。その結果が

市民生活の危殆、思想の惡化となるべきことは申すまでもありません。

さてその土地一割は如何にして取戻すべきものか、勿論これは普通裁判ではゆかぬ、行政訴訟法によらねばなりません。現行の行政裁判法に於ては出訴し得べき場合が列記式となつて居る。即ち法律第百六號には、

左に掲ぐる事件につき行政廳の違法處分に由り權利を毀損せられたりとする者は行政裁判所に出訴することを得

- 一、海關稅を除く外、租稅及手数料の賦課に關する事件
- 二、租稅滯納處分に關する事件
- 三、營業免許の拒費及取消に關する事件
- 四、水利及土木に關する事件
- 五、土地の官民有區分に關する事件

而して右の五項目の内には、區劃整理によつて一割を沒收せられたる場合に適用すべ

き箇條がありませぬ。無いのも道理で、神武天皇建國以來、彼れの如き大震災並びに従つて起つた區劃整理といふが如き問題を豫想せずして明治廿三年の十月十日に發布せられた法律である。一割取戻し要求が如何に理義明白であるとしても、この法律に基いて出訴する時は、天から受理されない事となつてゐます。

また都市計畫法第廿六條には、

本法並に本法に基きて發する命令に規定したる事項に付行政廳の爲したる違法處分により權利を毀損せられたりとするときは行政裁判所に出訴することを得

と規定されてゐますが、これともて行政廳の違法處分を指したものであつて、特別都市計畫法第八條による成規の手續によつて土地一割を沒收さるゝことを左右し得べき規定ではないのであります。

そこで土地一割を取戻すといふ訴訟を行政裁判所に提起することを得るには、別に關係法規の一部及び行政裁判法の一部を改正しなければならぬ、而してそれは固より立

法府の權限に屬することでありませぬ。

茲に於てかわれ〜市民は、大にしては憲法を擁護し、小にしては自己權利の主張を完うするといふ正義の觀念から、或ひは自ら立法院に參劃することに努力するなり、或ひは又右の法律改正に賛同するといふ政見を有し、併せて努力するといふ同志を立法院に送り、一面に於て憲法擁護の輿論を喚起して立法院の多數決により法律の改正を期するの外はありませぬ。理義より見て特別都市計畫法は、たしかに憲法違反であり、常識より見て、本邦法律家の泰斗であり現司法大臣の榮位にある法學博士江木翼氏が、しかも責任ある帝國議會に於て斷言せられ、その速記録は明白に吾々の眼前に展開されてゐるのであります。又前内務大臣法學博士水野練太郎氏も同じく議會に於て江木氏の主張に裏書して居らるゝ以上、區劃整理によつて土地一割を沒收することの憲法違反たることは明白なる事實であります。

### 一一、沒收されたる土地取戻し運動に成功したる前例解説

しかして果たして、この土地一割を取戻すことを得るや否やといふについては、敢て前例のないことではない、すなはち明治初年の頃、廢佛毀釋の大勢に動かされ、太政官の布達を以て明治四年一月の土地令により日本全国の寺領は官沒されたことがある。しかし權利思想の發達につれ、如何に維新の際のドサクサ紛れとはいへ、罪なき寺院の私有財産を沒收するは不法であるといふので、爾來三十有餘年の長年月に亘り各宗寺院團結努力の結果、遂にその目的を達し、明治卅五年の交法律第九十九號上地下戻法の發布によつて行政訴訟の途は開かれ、高野山の如き多少下戻制度の内容は違ふのもありますが、兎に角日本全国の寺院は不當の法律によつて沒收せられた所有權を回復し得ました。これが爲めに紀州高野山は約三千三百町歩、時價に積つて二億圓價、比叡山延暦寺は一千五百町歩約一億五千萬圓價、以下日本國中の寺領はそれ〴〵下戻されたといふ實例があるのであります。(その詳細の經過は今次東京市民一割取戻し運動につき筋違ひではあります但尚ほ多少の參考にならうと存じますので稿を改め他日の機會に申上げること致します)

維新の混雜紛れ、殊には藩籍奉還の勢ひに駆られた出來事ではあり權利思想の幼稚、法律制度の不備な時代に於ける寺領の沒收すらも、政治と沒交渉な僧侶の手によつて取戻されて居るのであります。それから比較すれば今次の區劃整理に於ける土地一割沒收の如き、一二官僚の詭辯を弄するものがありとするも、その非理無法、憲法違犯たることは明々白々、一點異論の餘地なきところであります。これをしも輦轂のもと帝都の市民がその權利を脚下に蹂躪せられて、從順猫の如く、暗愚、豚の如く權利の上に眠り終るといふことでありますならば、立憲治下の國民として何の面目を以て全國七千萬の同胞に見えることが出來ませう。官僚の土足に憲法を破壊せられて、尙ほ且つ唯々諾々、復興局のち先棒、用心棒となつて得々たるが如きことがありましたならば實に憲政治下の國民としての一大汚辱であり、憲法を賜りましたる 明治大帝の神靈に對しても誠に相濟まぬ次第であります。



前來述ぶる所の如く、先見の明ある江木翼氏は、前後五段に亘り、堂々と責任ある帝國議會に憲法違犯論を主張し、帝都市民の先覺となつて下されたことを感謝します。しかも今や當の江木氏は司法大臣としてその連帶の責任を分ち臺閣に立つて一割沒收制度の區劃整理を強行せられつゝあることは、何共遺憾の沙汰であり、奇異、怪訝の念に堪えない次第であります。第一には公人として、責任ある政治家としての江木氏の所見を伺ひたいと存じます。第二には江木氏が、たとへ臺閣に列するの故を以て假りに情實の爲めにその節を屈し主張を賣り、堅白異同の辯を弄せらゝが如きことがあると致しましてもそれは單に江木翼氏一個の變節であり政治的自殺であるに止まり、正義は依然として正義、眞理は依然として眞理、土地一割の無償沒收が憲法破壊たることには何の變りはないのであります。

吾々東京市民は、今後五年十年廿年、その目的を貫徹し得るまでは子々孫々に亘りてこの不法なる一割取戻し運動を繼續し、以て正義と憲法を擁護したいと存じます。(完)

## 附 録

### 東京市會に於ける區劃整理制度改善運動

大正十四年十二月二十五日開會の東京市會に提出者賛成者共三十名の署名を得て現行東京市土地區劃整理制度改善に付き市政の明文に基き監督官廳たる内務大臣に提出する意見書と市長に提出する建議案とを上程したところ、現在市會議員總數八十五名(外に缺員三名)にて未だ過半數の賛成を得ることが出来なかつた爲め當日は可決するに至らず、次回の市會まで延期となつた。今その經過を東京市會速記録中より抄録して同志各位の御參考に供すると共に併せて次回の市會當日には滿場一致で通過するやう御援助の程を希望する次第である。

#### 内務大臣に提出する土地區劃整理改善に関する意見書

我東京市は震災後官民一致の協力に依り三周年を經過せる今日諸般の施設殆んど復舊したるに獨り土地區劃整理事業のみ遅々として進捗せず却て困難に陥りつゝあるは畢竟其方法市民の實生活に適せず疲弊困憊せる罹災者が蒙る損害と苦痛とを忍び難きが故なりとす、殊に財界不況の折柄生活の安定を缺き帝都復興の前途洵に憂慮に堪へざるものあり依て當局は左の點を改善することを適當と認む。

一、土地區劃整理の方法は復舊の現状と地區關係者の輿論を尊重して成るべく罹災市民の受くる苦痛と損害との軽減を期すること。

二、特別都市計畫法第八條による土地一割無償提供は土地區劃整理路線の新設改修要地は格別、幹線街路、補助街路、運河の新設改修並に公園の新設要地は關係者に全損害を賠償すること。

右市制第四十六條に據り意見書提出候也

年 月 日

東京市會議長

内務大臣宛

東京市長に提出する土地區劃整理改善に関する建議

我東京市は震災後官民一致の協力に依り三周年を經過せる今日諸般の施設殆んど復舊したるに獨り土地區劃整理事業のみ遅々として進捗せず却て困難に陥りつゝあるは畢竟其方法市民の實生活に適せず疲弊困憊せる罹災者が蒙る損害と苦痛とを忍び難きが故なりとす、殊に財界不況の折柄生活の安定を缺き帝都復興の前途洵に憂慮に堪へざるものあり依て當局は左の點を改善することを適當と認む。

一、土地區劃整理の方法は復舊の現状と地區關係者の輿論を尊重して成るべく罹災市民の受くる苦痛と損害との軽減を期すること。

二、特別都市計畫法第八條による土地一割無償提供は土地區劃整理路線の新設改修要地は格別、幹線街路、補助街路、運河の新設改修並に公園の新設要地は關係者に全損

害を賠償すること。

右建議す

年 月 日

提出者

賛成者

小栗	大野	大河	河井	詫摩	秋山	山本	吉川	大野	村山	宇都	金子	竹下	角野	小久
富	伴	清	榮	武	山	茂	川	野	宮	都	子	下	庄	江
五	郎	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
郎	作	郎	彦	朗	郎	志	吉	作	市	一	保	郎	吉	代

東京市助役田澤義鋪君登壇

番外三番(田澤義鋪君)この建議案が議題に上りましたに際しまして、極めて簡単に理事者として私共の考へを御参考の爲めに申上げて置きたいと思ひます。この建議案は

松	小	三	中	小	鈴	宮	山	鈴	國	高	五	吉	木	長
森	枝	村	島	島	口	木	枝	橋	木	田	田	下	野	野
永	七	米	富	左	清	彌	德	次	俊	次	郎	右	常	康
兵	太	三	郎	馬	次	郎	二	隆	郎	太	吉	門	松	夫
東	衛	郎	郎	郎	吉	郎	二	隆	郎	太	吉	門	松	夫

區劃整理の制度改善に關する建議案でありまして、これに含まれて居ることは時々區劃整理に關して批評として今日まで放たれて居るところの意見であるやうに思ふのであります。ところで御意見としては斯くの如き御意見も一應御尤もにも考へますけれども、今日の我が東京市に於ける區劃整理事業が如何なる状態にあるかと云ふことを考へて見まするのに、吾々の不束の結果もありませうが、難事業であるが故に、當初の進行は極めて意に滿たぬところがありましたけれども、幸ひに區劃整理委員の非常なる御努力と市民の熱誠なる援助の結果、近頃に至りましては徐々と進行の道程を辿りつゝあるのであります。而して己に換地區の決定を見ましたのは六十六地區の中五十四地區であります、既に移轉命令を發して居るものが二十六地區であります、幸ひにこの進捗歩合を見まして今日市のあらら、こちらに事實上移轉を見て居るやうな状態であるのであります、斯くの如き状態に於きまして東京市會に於て區劃整理の制度を根本的に改善しなければならぬと云ふ御意見が今日現はれると云ふことは折角進捗

しつゝあるところのこの氣勢を殺ぐものでありまして洵に遺憾に堪へないのであります。御意見は御意見と致しましても、洵に影響の及ぶところは決して小でないこと云ふことを御諒察下さいまして幸ひに御一考あらんことを希望します。

#### 五十番小久江美代吉君登壇

五十番(小久江美代吉君) 只今番外より頻りに罹災地に於ける區劃整理が進捗して居るが如く申されたのは大いに誤りであります、成る程書類の上は或ひは番外の御説の如く一部の進行はして居るかも知れませぬが、元來區劃整理は建物の移動をなし終り居住民が生活の安定を得てこそ初めて整理が完成したもので、この又移動が頗る重大な難事業、否な不可能の事業であります、當局が全力を傾注し復興局三千有餘の吏員が總掛りで恰も昔年日本軍が旅順港でも陥落せしめやうとした當時の如く多大の犠牲を拂てやつた、彼の神田區駿河臺第六地區の實例を御覽なさい、震災後既に四十年有餘の歳月を経過し居るのに僅かあの六七萬坪の土地區劃整理すら今尙ほ完了せず、土

木工事未了の箇所多く全土木工事の約二割、乃至三割位しか出来て居らぬのであります（傍聴席より拍手する者あり）

而かもこの工事が完了して關係地區の市民が安んじて生活をなし得るまでには尙ほ向ふ二年三年の歳月を費やさなければ謂はゆる區劃整理が完了したのではありませぬ。何と誠に心細い憂慮に堪へざる次第ではありませぬか、更にこの附近の有様を御覽なさい多年踏み堅ためた現在の道路を無慘に廢して道路の無い所へ新たに道路を付けたり又一軒動かせば足りるのに謂はゆる目白押に總移動を命ずる耕地整理法を適用する區劃整理の爲めに多大の費用と歳月を要し關係市民は堪へ難き苦痛と損害を蒙りつゝあるのであります、吾々は一日も早く帝都の復興を促進し市民生活の安定を希望する信念は決して當局の人後に落ちぬのであります。然るに現行の區劃整理は震災直後の焼野ヶ原であつた時代に急遽即行するならばいざ知らず、到るところ立派なる建物が櫛比し商業も復舊したこの現状に於て尙ほ且つこれを斷行せんとするが如き暴舉は帝

都復興を促進するにあらず、却つて帝都を衰亡に歸せしむるもので斷じて今日の現状に適用せざる不備缺點の大なる制度であります（傍聴席より拍手する者あり）

須らく復舊の現状と罹災地市民の輿論を尊重して之を基調として帝都復興計畫を確立しなければなりませぬ、故に更地その他多くして現行の計畫でも關係者が満足するならばその方法を實行するは宜しいけれどもこの苦痛に堪へ難いが爲めにその損害を少なくし苦痛をも少なくしたいとの區劃整理委員多數の意見であるならば先づ以てその意見を尊重して制度方法を改め都市計畫を遂行するのが然る可き事と考へます。これが吾々の主張する第一點であります、第二點は地所一割無償提供の改正であります、地所一割の無償沒收は憲法違反であつて國民の私産を何等賠償するところなく沒收するのは立憲治下に於て世界にその類例なく、この區劃整理法と赤化の露國と丈けてあります政府は赤化を恐れて社會主義者取締に忙殺されて居るに拘らず土地一割の無償沒收即ち罹災地七百萬坪の一割七十萬坪、江木法相の計算によれば坪當り五百圓とし

總額三億五千萬圓の多額の財産を沒收して政府自ら——又東京市が公々然として社會主義を實行し居るが如きは矛盾も亦た甚だしきものであります。故に十二間以上の幹線道路、六間以上の補助道路並に公園運河に付ての要地は關係者にその全損害を賠償して貰ひたいと謂ふのであります。唯だ區劃整理委員會に於て決する謂はゆる整理路線、通稱路地は地主持の慣例に依り地主に提供せしむると謂ふならば格別であります。が、天下國家の國道を造る場合、東京市の負擔に屬する市道を造る可き場合にその要地をも無償で提供を命ぜらるゝは非常なる苦痛、不合理であります。この一割無償沒收は唯だ獨り地主の苦痛だけでなく、地主が一割を沒收される影響は何處に行くかと申しますれば、駿河臺その他の實例の證明するが如く、この損害を直ちに地代に轉嫁して參ります、即ち地主は一割沒收の損害を地代に盛り込み、地代の値上となります。地代が値上になつた場合はその借地人はこれを家賃に轉嫁するのであります。地主が一割沒收された損害の最後の負擔者は市民の大多數を占むる借家人、東京市繁榮の中

堅たり原動力たる借家人がこの負擔をしなければならぬ結果になります。翻つて山の手方面に於て都市計畫を行ふ場合に、果たして土地一割の無償提供があるかと申しますればその制度は皆な全損害を賠償し而してその賠償に要する市費は吾々多數の罹災市民が納むる租税を以て支拂ひ、而かも財産を燒盡した罹災市民よりは更に三億五千萬圓の財産を沒收するが如きは不合理千萬の制度と謂はなければなりません。依つて吾々罹災市民は燒殘地山の手方面の市民と同様、國道市道である六間以上の街路、公園、運河に要する土地は全損害の賠償を要求すると共に罹災者たると免災者たるとの區別を設けず同等に取扱つて貰ひたいと要求するのであります。どうぞ吾々罹災者に御同情を賜はりて本條に御賛成の程を御願ひ致します。(附録、終)

各區  
聯合區劃整理制度改善期成同盟會長

辯護士  
前府會議員 木內傳之助編

# 區劃整理關係法規集

全

區劃整理關係法規集目次

都市計畫法	一
都市計畫法施行令	八
都市計畫法施行令第九條第四號の規定に依り受益者指定の件	一六
特別都市計畫法	一七
特別都市計畫法施行令	二〇
復興事業の施行に伴ひ交附すべき國債證券に關する件	三一
耕地整理法	三三
土地收用法	五〇
市街地建築物法	七一
市街地建築物法施行令	七七



防火地區建築補助規則	八九
市街地建築物法施行令中改正の件	九四
市街地建築物法施行令中改正の件	九五
借地借家臨時處理法	九七
行政裁判法	一〇一
行政廳の違法處分に關する行政裁判の件	一一〇
行政裁判所令	一一一
行政訴訟豫納金手續	一一三
勅令第四百十四號	一一五
訴願法	一一五
請願令	一二一
執行年度割決定の件	一二四

(目次終)

# 區劃整理關係法規集

木内傳之助編

## 都市計畫法

大正八年四月五日法律第三十六號改正同十二年第二十七號

朕帝國議會の協賛を経たる都市計畫法を裁可し茲に之を公布せしむ  
都市計畫法

第一條 本法に於て都市計畫と稱するは交通、衛生、保安、經濟等に關し永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進する爲の重要施設の計畫にして市の區域内に於て又は其の區域外に互り執行すべきものを謂ふ

第二條 前條に規定する市は勅令を以て之を指定す其の市の都市計畫區域は關係市町村及都市計畫委員會の意見を聞き主務大臣之を決定し内閣の認可を受くべし

第三條 都市計畫、都市計畫事業及毎年度執行すべき都市計畫事業は都市計畫委員會

の議を経て主務大臣之を決定し内閣の認可を受くべし

第四條 都市計畫委員會の組織、權限及費用に關する規定は勅令を以て之を定む

第五條 都市計畫事業は勅令の定むる所に依り行政廳之を執行す

主務大臣特別の必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り行政廳に非ざる者をして其の出願に依り都市計畫事業の一部を執行せしむることを得

第六條 都市計畫事業の執行に要する費用は行政官廳之を執行する場合に在りては國、公共團體を統轄する行政廳之を執行する場合に在りては其の公共團體、行政廳に非ざる者之を執行する場合にありては其の者の負擔とす

主務大臣必要と認むるときは勅令の定むる所に依り都市計畫事業に因り著しく利益を受くる者をして其の受くる利益の限度に於て前項の費用の全部又は一部を負擔せしむる事を得

第七條 主務大臣必要と認むるときは前項の規定に依り公共團體の負擔すべき毎年度の金額の最低限度を定むることを得

第八條 公共團體は第四條又は第六條の費用に充つる爲め左の特別税を賦課する事を得但し府縣費を市に分賦する場合に於て市が營業税、雜種税又は家屋税を賦課する

ときは主務大臣の許可を受け其の税率を定むべし

一、地租割 地租百分の十二半以内

二、國稅營業税割 國稅營業税百分の二十二以内（大正十二年法律第二十七號を以て本號改正）

三、營業税 雜種税又は家屋税、各府縣税十分の四以内

四、其の他勅令を以て定むるもの

公共團體は主務大臣の許可を得て公共團體の他の收入を以て第四條又は第六條の費用に充つることを得

第九條 都市計畫區域内に存する國有河岸地にして公共の用に供せざるものは第六條の費用を負擔する公共團體に之を下付することを得

第十條 都市計畫區域内に於て市街地建築物法に依る地域又は地域の指定、變更又は廢止を爲すときは都市計畫の施設として之を爲すべし

都市計畫區域内に於ては市街地建築物法に依る地域及地區の外土地の狀況に依り必要と認むるときは風致又は風紀の維持の爲め特に地區を指定することを得

第十一條 第十六條第一項の土地の境域内又は前條第二項の規定に依り指定する地區

内に於ける建築物、土地に關する工事又は權利に關する制限にして都市計畫上必要なるものは勅令を以て之を定む

第十二條 都市計畫區域内に於ける土地に付ては其の宅地としての利用を増進する爲め土地區劃整理を施行することを得

前項の土地區劃整理に關しては本法に別段の定ある場合を除くの外耕地整理法を準用す

第十三條 都市計畫として内閣の認可を受けたる土地區劃整理は認可後一年内に其の施行に着手する者なき場合に於ては公共團體をして都市計畫事業として之を施行せしむ

前項の規定に依り公共團體の施行する土地區劃整理に付耕地整理法を準用し難き事項に關しては勅令を以て必要なる規定を設くることを得

第十四條 地方長官土地區劃整理の設計に關する認可を爲す場合に於ては主務大臣の認可を受くべし

第十五條 土地區劃整理を施行したる土地の地價は勅令の定むる所に依り之を定む

第十六條 道路、廣場、河川、港灣、公園其他勅令を以て指定する施設に關する都

市計畫事業にして内閣の認可を受けたるものに必要なる土地は之を收用又は使用することを得

前項土地附近の土地にして都市計畫事業としての建築敷地造成に必要なものは勅令の定むる所に依り之を收用又は使用することを得

第十七條 土地區劃整理の爲め又は衛生上若くは保安上の必要に依る建築物の整理の爲め必要あるときは建築物其他の工作物を收用する事を得

第十八條 前二項の規定に依る收用又は使用に關しては本法に別段の定ある場合を除くの外土地收用法を適用す

前項の規定に依る土地收用法の適用に付ては前項の工作物は土地と看做す

第十九條 第十六條又は第十七條の規定に依る收用又は使用に付ては第三條の規定に依る都市計畫の認可を以て土地收用法に依る事業の認定と看做す

第二十條 土地收用法第二十二條第一項の協議調はざる場合又は其の協議を爲すこと能はざる場合に於ては事業執行者は主務大臣の裁定を求むることを得

前項の場合に於ては收用審査會の裁決を求むる事を得ず

前二項の規定は損失の補償の協議に關しては之を適用せず

第二十一條 第九條の規定により下付を受けたる土地及第十六條第二項の規定に依り  
收用したる土地の處分及管理に關しては勅令を以て之を定む

第二十二條 都市計畫事業に依り生じたる營造物の管理につき特に必要あるときは勅  
令の定むる所に依り其の管理者を定む

第二十三條 行政執行法第五條及第六條の規定並に之に基きて發する命令は本法若は  
本法に基きて發する命令又は之に依りて爲す處分に依り行ふべき作爲又は不作爲を  
行政廳が強制する場合に之を準用す

第二十四條 本法若は本法に基きて發する命令又は之に依りて爲す處分に依り私人の  
義務に屬する負擔金其の他の費用は行政廳國稅滯納處分の例に依り之を徵收するこ  
とを得

前項の規定に依る徵收金の先取特權の順位並に其の追徵還付及時效に付ては行政廳  
の統轄する公共團體の徵收金の例による

第二十五條 本法又は本法に基きて發する命令に規定したる事項に付行政廳の爲した  
る處分に不服ある者は訴願することを得  
本法に依り行政裁判所に出訴することを得る場合に於ては主務大臣に訴願すること

を得ず

第二十六條 本法又は本法に基きて發する命令に規定したる事項に付行政廳の爲した  
る違法處分により權利を毀損せられたりとする者は行政裁判所に出訴することを得

附 則

第二十七條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む（大正八年勅令第四百八十一號を  
以て大正九年一月一日より之を施行す）

第二十八條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則及大正七年法律第三  
十六號並に之に基きて發したる命令は之を廢止す

第二十九條 東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則の適用又は準用を受  
くる市は第二條の規定に依り指定せられたるものと看做す

第三十條 東京市區改正條例又は大正七年法律第三十六號により内閣の認可を受けた  
る設計又は議定したる事業は各本法により内閣の認可を受けたる都市計畫又は都市  
計畫事業と看做す

第三十一條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則若は大正七年法律第  
三十六號又は之に基きて發したる命令に依り爲したる處分は本法又は本法に基きて

發する命令に牴觸せざる限り本法に依り爲したる處分と看做す

第三十二條 東京市區改正土地建物處分規則の適用又は準用に依り行政廳の爲したる處分に關しては同規則第一條第二項乃至第四項は仍ち其の效力を有す

第三十三條 東京市區改正條例又は大正七年法律第三十六號大正七年勅令第百八十四號に依り下付を受けたる官有の河岸地は其の下付を受けたる市の所有に屬する間地租を免除す但し其の市の都市計畫事業の終りたるときは此の限りに在らず  
前項の河岸地より收入する金額は其の市の都市計畫事業の終るまで之を他に支出することを得ず

第一項の河岸地の下付を受けたる市は之を賣却讓與することを得ず但し已むを得ざる場合に於て都市計畫委員會の議決を経て主務大臣の認可を受けたるときは此の限りに在らず

## 都市計畫法施行令

(大正八年十二月二十八日勅令第四百八十二號) 改正同一〇年第四一六號  
朕都市計畫法施行令を裁可し茲に之を公布せしむ

### 都市計畫法施行令

第一條 都市計畫事業は都市計畫法第二條の規定により指定する市を統轄する行政廳之を執行す

第二條 前條の市の區域外に於て又は區域外に亘り都市計畫事業を執行する場合に於て内務大臣區域外に於ける事業が主として區域外の公共團體の利害に關すと認むるときは前條の規定に拘はらず其の公共團體を統轄する行政廳をして區域外に於ける事業を執行せしむることを得

第三條 内務大臣都市計畫事業が分割して之を執行すること困難又は不利益と認むるときは其の他特別の事情ありと認むるときは前二條の規定に拘はらず事業を執行すべき行政廳を指定することを得

第四條 前三條の規定は行政官廳都市計畫事業を執行する場合に之を適用せず

第五條 行政廳に非ざるものをして執行せしむることを得る都市計畫事業の種類及範圍は關係行政廳の意見を聞き都市計畫委員會の議を経て内務大臣之を定む

第六條 行政廳に非ざるもの都市計畫事業を執行せむとするときは内務大臣に特許を申請すし

第七條 内務大臣は前條の特許に都市計畫上其他公益上必要と認むる條件を附することを得

第八條 第六條の特許を受けたるもの事業を實施せむるときは設計書を添附し地方長官の認可を受くべし

第九條 左の各號の一に該當する場合に非ざれば都市計畫事業に因り著しく利益を受ける者をして事業の執行に要する費用を負擔せしむることを得ず

一、行政官廳の執行する事業に因り公共團體が著しく利益を受くるとき

二、事業地の公共團體以外の公共團體を又は上級公共團體を統轄する行政廳に於て執行する事業に因り事業地の公共團體が著しく利益を受くるとき

三、事業により生じたる營造物が他の工作物と效用を兼ねるに因り著しく利益を受くるものあるとき又は其の營造物を利用するに因り著しく利益を受くるものあるとき

四、前各號の外都市計畫事業に因り著しく利益を受くる者にして内務大臣より指定せられたるものあるとき

第十條 都市計畫法第六條第二項の規定に依り負擔せしむる費用の金額及其の負擔方

法に付ては關係市町村長の意見を聞き都市計畫委員會の議を経て内務大臣之を定む  
(大正十年勅令第四百十六號を以て改正)

第十一條 都市計畫法第十六條第一項の土地の境域内に於て工作物を新築改築増築若は除却し、土地の形質を變更し又は地方長官の指定したる竹木土石の類を採取せむとする者は地方長官の許可を受くべし但し命令を以て許可を要せずと規定したるときは此の限りに在らず

第十二條 地方長官は前條の許可に都市計畫事業の執行上必要なる條件を附することを得

第十三條 風致維持の爲め指定する地區内に於ける工作物の新築改築増築若は除却、土地の形質の變更、竹木土石の類の採取其他風致維持に影響を及ぼす虞ある行爲は地方長官内務大臣の認可を受け命令を以て之を禁止し又は制限することを得

第十四條 地方長官は第十一條の規定に、前條の命令に又は第十二條の條件に違反したる者に對し原狀回復を命ずることを得

第十五條 都市計畫法第十三條第一項の規定に依る公共團體の土地區劃整理の施行は内務大臣之を命ず

第十六條 前條の土地區劃整理の施行に要する費用は整理地區内の土地所有者又は關係人の負擔とす

第十七條 公共團體第十五條の規定に依り土地區劃整理の施行を命ぜられたるときは設計書、費用負擔方法及耕地整理法第三十條第二項の規約に代るべき處分方法を定めて之を告示し十日間土地所有者及び關係人の縦覽に供したる後地方長官の認可を受くべし

土地所有者又は關係人前項の設計書、費用負擔方法又は處分方法に關し異議あるときは前項に掲ぐる期間内に地方長官に之を申出づることを得  
前項の規定による異議の申出ありたるときは地方長官は都市計畫委員會の議決に付すべし

地方長官は前項の議決が設計書、費用負擔方法又は處分方法の變更を必要とするときは公共團體に其の變更を命ずべし公共團體が變更を爲したるときは其の變更したる部分に付第一項の手續を爲すべし

第十八條 前二條の土地所有者及關係人の意義に關しては耕地整理法の定むる所に依る

第十九條 第十五條の土地區劃整理の施行に付ての耕地整理法の準用に關しては同法

第四十二條の二、第四十七條及第四十八條の組合は土地區劃整理を施行する公共團體とし同法第四十三條第一項及第四十四條の耕地整理組合の地區は土地區劃整理の地區とす

第二十條 土地區劃整理施行の土地の地價に關しては耕地整理法第十二條、第十三條

第十四條第二項乃至第五項及第十四條の二乃至第十六條の規定を準用す

土地區劃整理を施行するに當り開墾又は地目變換を爲したる場合に於ては工事完了のとき開墾又は變換したる土地に對し従前の地域に依り其の地價を修正し修正地價を以て耕地整理法第十三條第一項の現地價とす

前項の規定は第一項の場合に於て之を耕地整理法第十四條第二項、第三項及第五項並に第十五條の規定中同法第十四條第一項の規定と看做す

第二十一條 鐵道、軌道、運河、水道、下水道、土地區劃整理、運動場、一團地の住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場及塵埃焼却場は都市計畫法第十六條第一項の規定に依り之を指定す

第二十二條 都市計畫法第十六條第二項の規定に依る收用又は使用は土地區劃整理を

施行する必要がある場合に限り之を爲すことを得

第二十三條 前條の規定に依り收用したる土地は土地區劃整理の工事完了後に非ざれば之を賣却し又は貸付することを得ず

第二十四條 前條の規定に依る土地の賣却又は貸付は左に掲ぐる者に對し毎筆競争入札に依りて之を行ふ

一、其の土地の附近地が都市計畫法第十六條第一項の規定に依り收用せられたる場合、合に於て其の收用せられたる附近地の全部又は一部を收用の際所有したる者は其の相續人

二、前號の附近地の上に存したる家屋を其の附近地收用の際所有したる者

三、其の土地の全部又は一部を其の土地收用の際所有したる者又は其の相續人

四、其の土地の上に存したる家屋を其の土地收用の際所有したる者  
前項に掲ぐる者一人なるときは其の者に對し隨意契約に依り賣却又は貸付することを得

第二十五條 前條の規定に依り賣却又は貸付することを得ざる土地の賣却又は貸付に付ては一般の競争入札に依る

第二十六條 一宅地を爲すに足らざる殘地は隣地所有者に對し隨意契約に依り賣却又は貸付することを得

第二十七條 都市計畫事業に要する國有地は事業の執行に要する費用を負擔する公共團體をして無償にて之を供用せしめ其の地に存する國有の建築物は無償にて其の公共團體に之を交付す

第二十八條 都市計畫法第九條の規定により下付を受けたる土地は都市計畫事業の財源と爲す爲め基本財産として管理すべし但し特別の事由により内務大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第二十九條 公共團體は第二十三條の土地の賣却若は貸付に付又は都市計畫法第十六條第二項の規定に依り收用したる土地若は前二條の土地の管理方法に付必要なる規定を定め地方長官を経由し内務大臣の認可を受くべし

第三十條 内務大臣必要と認むるときは都市計畫事業に依り生じたる營造物の管理者を指定することを得

附則

本令は都市計畫法施行の日より之を施行す



都市計畫法施行令第九條第四號  
の規定に依り受益者指定の件

大正九年九月六日内務省令第二十八號

都市計畫法施行令第九條第四號の規定に依り指定する事左の如し但し第一號の期間に付ては事業著手の時より之を起算す

- 一、都市計畫事業として道路若くは廣場の新設、擴築又は路面の改良を爲したる場合合に於て其の道路若くは廣場の兩側に於て内務大臣の定むる區劃内に在る有租地の所有者但し質權の目的たる土地に付ては質權者、十年より長き期間の定ある地上權、永小作權及賃借權の目的たる土地に付ては地上權者、永小作人及賃借人一、前號の區劃内に在る無租地にして公用又は公共の用に供せられざるものに付ては地上權者、永小作人及賃借人

特別都市計畫法

(大正十二年十二月二十四日法律第五十三號)

朕帝國議會の協贊を経たる特別都市計畫法を裁可し茲に之を公布せしむ

特別都市計畫法

第一條 本法に於て特別都市計畫と稱するは東京及横濱に於ける都市計畫を謂ふ

第二條 行政官廳特別都市計畫事業を執行する場合に於ては勅令の定むる所に依り關係公共團體をして其の費用の一部を負擔せしむることを得

第三條 土地區劃整理に付ては耕地整理法四十三條の規定に拘らず建物ある宅地を土地區劃整理施行地區に編入することを得

第四條 土地區劃整理に付ては耕地整理法第三十一條の規定に拘らず換地處分を爲す事を得  
土地區劃整理を施行する爲め土地區劃整理組合を設立せむとする場合に於て土地所有者同意を爲すに付ては勅令の定むる所に依り借地法に謂ふ借地權者の同意を得ることを要す

前項の借地權者は登記なきも耕地整理法第二條の二の規定に依り前項の組合の組合

員と爲ることを得

第五條 行政廳又は公共團體が土地區劃整理を施行する場合に於ては設計、換地處分及第八條第一項の補償金の配當に關する事項は勅令の定むる所に依り土地所有者及借地法に謂ふ借地權者を以て組織する土地區劃整理委員會の意見を聞き之を定む

第六條 前條の土地區劃整理施行の爲め必要ある時は換地豫定地を指定して土地區劃整理施行地區内に存する建物其他の工作物の所有者に對し其の移轉を命ずることを得此の場合に於ては少くとも三ヶ月前に所有者及占有者に其の旨を豫告すへし所有者又は占有者が前項の移轉に因りて損害を受けたるときは其の通常受くべき損害に限り之を補償すへし

前項の規定に依る補償金は補償審査會之を決定す

耕地整理法第二十五條並に土地收用法第八十二條第一項及第二項の規定は第二項の規定に依る補償金に關し之を準用す

第七條 第五條の土地區劃整理の施行に因り道路、廣場、運河其他の公共の用に供すべきものと爲りたる土地は其の施行に要する費用を負擔する國又は公共團體の所有地に編入す

前項に規定する土地は勅令の定むる所に依る其の編入に關しても亦同じ

第八條 第五條の土地區劃整理の施行に依り土地區劃整理施行地區内に於ける施行後の宅地の總面積が施行前の宅地の總面積より一割以上を減少するに至りたるときは其の一割を超える部分に對し勅令の定むる所に依り補償金を交布することを要す

前項の宅地とは勅令に依り公共の用に供する土地と定むるもの以外の土地を謂ふ

第六條第三項及第四項の規定は第一項の補償金に關し之を準用す

第九條 都市計畫法第十三條第二項の規定は第五條の土地區劃整理に之を準用す

第十條 補償審査會は主務大臣の監督に屬す補償審査會は會長一人及委員十四人を以て之を組織す

會長は關係各廳高等官又は學識經驗あるものの中より主務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず

委員は左に掲ぐる者を以て之に充つ主務大臣の奏請に依り内閣に

- 一、關係各廳高等官
- 二、關係府縣高等官
- 三、關係府縣市參事會員

三人  
二人  
六人

四、學職經驗ある者

三八

前項第二號及第三號の規定に依る委員は關係府縣市に關せざる事項に付き議事に參與する事を得ず

補償審査會に關する費用は國庫の負擔とす

第十一條 都市計畫法第二十三條乃至第二十六條の規定は本法又は本法に基きて發する命令又は之に依りて爲す處分に之を準用す

附則

本法は公布の日より之を施行す

### 特別都市計畫法施行令

(大正十三年三月十七日勅令第四十九號)

朕特別都市計畫法施行令を裁可し茲に之を公布せしむ

特別都市計畫法施行令

第一條 行政官廳の執行する特別都市計畫事業に付關係公共團體に負擔せしむる費用は左の各號に依る

- 一、道路（道路の附屬物及廣場を含む）費二分の一以内
- 二、運河費 四分の一以内
- 三、公園費 四分の一以内

前項の規定に依る負擔金の額及其の納付時期等は内務大臣大藏大臣と之を協議して之を定む

第二條 特別都市計畫又は特別都市計畫事業として内閣の認可を受けたるときは直ちに其の要領を告示すへし

第三條 本令に於て借地權と稱するは借地法に謂ふ借地權を謂ふ

第四條 土地所有者特別都市計畫法第四條第一項の規定に依り借地權者の同意を得る場合に於て其の所有地に數人の借地權あるときは其の總數の二分の一以上の同意を得ることを要す

前項の規定の適用に付きては共同して借地權を有するものは之を一人と看做し總數の二分の一以上の同意ありたるときは其の同意ありたるものと看做す

同一の土地に付借地權者數人有る場合に於ては現に土地を使用する權利を有する者を以て第一項の借地權者と看做す

第五條 行政廳又は公共團體が特別都市計畫法第五條の規定に依り土地區劃整理を施行する場合に於ては其の整理施行地區を告示すべし

第六條 土地區劃整理委員會は施行地區毎に之を置く

整理委員會は整理施行地區内の土地所有者及借地権者が各別に選舉する整理委員を以て之を組織す

整理委員の定数は土地所有者の選舉する者及借地権者の選舉する者に付各同數とし整理施行者之を定む

第七條 整理委員の定数は選舉期日より起算し少なくとも二十日前に之を告示すべし

第八條 整理委員及補闕委員は整理施行地區内に於て土地所有者に在りては土地所有者より借地権者に在りては借地権者より之を選舉す

第九條 選舉期日は整理施行者之を定め其の日より起算し少なくとも二十日前に之を告示すべし

第十條 第八條の土地所有者及借地権者は前條の告示ありたる日より起算し七日以内に住所、氏名並に權利の種別及其の目的たる土地の所在を具し整理施行者に申告すべし

前項の場合に於て登記なき借地権者は其の權利を證すべき書類を添付することを要す第一項の場合に於て整理施行者は土地所有者又は登記ある借地権者に對し其の權利を證すべき書類の提出を命ずることを得

第十一條 整理施行者は前條の申告に基き選舉人名簿を調製し選舉期日より起算し七日前より三日間之を從覽に供すべし

第十二條 選舉人名簿に異議ある者は從覽期限内に證憑書類を添付し整理施行者に之を申立べし第十條第一項の申告後權利を取得したる者に付又同し

第十三條 整理施行者前條の異議の申立を受けたるときは之を受けたる日より起算し

權者と看做す

第十四條 第三項の規定は第一項の借地権者に之を準用す

第十五條 選舉期日は整理施行者之を定め其の日より起算し少なくとも二十日前に之を告示すべし

第十六條 第八條の土地所有者及借地権者は前條の告示ありたる日より起算し七日以内に住所、氏名並に權利の種別及其の目的たる土地の所在を具し整理施行者に申告すべし

前項の場合に於て登記なき借地権者は其の權利を證すべき書類を添付することを要す第一項の場合に於て整理施行者は土地所有者又は登記ある借地権者に對し其の權利を證すべき書類の提出を命ずることを得

第十七條 整理施行者は前條の申告に基き選舉人名簿を調製し選舉期日より起算し七日前より三日間之を從覽に供すべし

第十八條 選舉人名簿に異議ある者は從覽期限内に證憑書類を添付し整理施行者に之を申立べし第十條第一項の申告後權利を取得したる者に付又同し

第十九條 整理施行者前條の異議の申立を受けたるときは之を受けたる日より起算し

三日以内に之を決定すべし其の申立を正當なりと決定したるときは直に選舉人名簿を修正し其の旨申立人及關係人に通知すると共に之を告示すべし其の申立を正當ならずと決定したるときは其の旨申立人に通知すべし

第十四條 整理施行者は投票所及投票時間を定め選舉期日より起算し少なくとも七日前に之を告示すべし

第十五條 選舉は無記名投票を以て之を行ふ投票は整理委員及補闕委員の各選舉に付一人一票とす投票用紙は整理施行者選舉の當日投票場に於て之を選舉人に交附す選舉人は選舉の當日投票場に於て整理委員及補闕委員に付き被選舉人各一人の氏名を各別の投票用紙に記載して投票すべし  
投票は代人を以て之を爲すことを得此の場合に於ては代人は本人の委任狀を選舉長に提出すべし

第十六條 選舉人名簿に登載せられざるものは投票することを得ず

第十七條 整理施行者は所屬の官吏又は吏員の中より選舉長を命ずべし選舉長は投票開票其の他の選舉に關する事務を統轄す  
整理施行者は整理施行地區内に於て選舉資格を有する者の中より二人の立會人を選

人し投票及開票に立會はしむべし

第十八條 有効投票の多數を得たるものを以て當選人とす得票数同じきときは抽籤を以て之を定む

整理委員として當選したるもの同時に補闕委員として當選するも補闕委員たることを得ず

土地所有者より選舉せられ當選したる者同時に借地権者より選舉せられ當選するも借地権者より選舉せられ當選したる者に非ずと看做す但し前項の規定の適用を防げず

第十九條 當選人決定したるときは整理施行者は其の旨當選人に通知し其の氏名を告示すべし

當選人前項の告示ありたる日より起算し五日以内に不承諾の通知を爲さざるときは其の當選を承諾したるものと看做す

第二十條 當該選舉に於て定數の整理委員を得ざるときは其の不足の員數に對し更に選舉を行ふ

前項の選舉を行ふ場合に於ては當該選舉に關する選舉人名簿に依り之を行ひ選舉す

べき員數及選舉期日は選舉期日より起算し少くとも七日前に之を告示すべし

第二十一條 整理委員又は補闕委員第八條の被選舉要件を缺くに至りたるときは其の資格を失ふ

第二十二條 整理委員に闕員を生じたるときは得票數多き補闕委員より順次之を補充す得票數同じきときは抽籤を以て之を定む

整理委員に闕員を生じ之を補充すべき補闕委員なきときは整理委員及補闕委員の補闕選舉を行ふ

第二十三條 整理委員會整理施行者の指定する期間内に意見を提出せざるときは直に特別都市計畫法第五條の事項を決定することを得

第二十四條 本令に定むるものの外整理委員會に關し必要なる事項は内務大臣之を定む

第二十五條 特別都市計畫法第七條第一項の公共の用に供すべきものと爲りたる土地とは特別都市計畫法第五條の土地區劃整理の施行に因り新設又は擴築したる道路、廣場、堤塘、溝渠、運河、河川、公園又は公共物揚場の用に供すべきものと爲りたる土地を謂ふ

第二十六條 前條の土地は國に於て土地區劃整理施行に要する費用を負擔する場合に在りては國の所有地、公共團體に於て其の費用を負擔する場合（特別都市計畫法第二條の規定に依り費用の一部を負擔する場合を除く）に在りては其の公共團體の所有地に編入す

第二十七條 特別都市計畫法第八條第二項の公共の用に供する土地とは地目の如何に拘らず道路、廣場、堤塘、溝渠、運河、河川、公園又は公共物揚場の用に供せらるる土地を謂ふ

第二十八條 特別都市計畫法第八條第一項の補償金は整理施行地に付第三十三條の告示の日に於て所有權、地上權、永小作權又は賃借權を有する者及國有財産法第二十四條の規定に依り土地の貸付を受くる者に對し之を交付す

前項に規定する者は整理施行者の指定する期間内に住所、氏名並に權利の種類及其の目的たる土地の所在を具し整理施行者に申告すべし

第十條第二項及第三項の規定は前項の申告に之を準用す

登記なき權利に付第二項の期間内に申告を爲さざる者に對しては補償金を交付せず

第三十條 特別都市計畫法第八條第一項の補償金の總額は整理施行前に於ける其の地區内の宅地の平均價格に同項の規定に依る一割を起ゆる部分の面積を乗じたる額とす但し前條の規定なしとせば國又は公共團體に交付すべき額は之を控除す

第三十一條 特別都市計畫法第八條第一項の補償金は同法第五條の規定に依り定めたる配當割合に基き補償審査會之を定む

第三十二條 公共團體を統轄する行政廳又は公共團體が特別都市計畫法第五條の土地區劃整理を施行する場合に於て同法第五條の規定に依る決定を爲すに付ては内務大臣の認可を受くべし此の場合に於ては耕地整理法第三條第一項及第三十條第三項の規定に依る地方長官の認可を要せず

第三十三條 特別都市計畫法第五條の土地區劃整理を施行する場合に於て行政官廳第三十七條若くは耕地整理法第三十條第一項の規定に依る處分を爲し又は内務大臣之に關し前條の認可を與へたる時は遲滯なく之を告示し且つ行政官廳處分を爲したる場合に在りては既登記の土地及び建物に付登記を囑託し、内務大臣認可を與へたる場合に在りては其の旨管轄登記所に通知すべし

第三十四條 特別都市計畫法第五條の土地區劃整理を施行する場合に於ける耕地整理

法の準用に付ては同法第二十九條の告示は第五條の告示、同法第三十條第三項の認可は第三十二條の認可、同法第三十條第四項の告示は前條の告示、同法第四十二條の二、第四十七條及第四十八條の組合は整理施行者たる行政廳又は公共團體、同法第四十三條第一項及第四十四條の耕地整理組合の地區は整理施行地區とす

第三十五條 特別都市計畫法第五條の土地區劃整理の施行に付ての耕地整理法の準用に關しては整理施行地に付所有權以外の權利を有する者は之を關係人と看做す

第三十六條 耕地整理法第三十三條の規定は従前の土地の全部又は一部に付未登記の所有權以外の權利ある土地に對する換地の交付を爲す場合に之を準用す但し特別都市計畫法第五條の土地區劃整理に付ては第五條の告示、都市計畫法第十三條第一項の規定に依り公共團體の施行する土地區劃整理に付ては土市計畫法施行令第十七條第一項の告示、其の他の土地區劃整理に付ては整理施行の認可若くは整理施行地區變更の認可又は整理組合の設立若くは組合地區變更の認可の告示ありたる日より起算し十日以内に權利者權利を證すべき書類を添付し整理施行者に權利の種別及其の目的たる土地の所在を届出でざる場合に於ては此の限りに在らず

第三十七條 特別都市計畫法第五條の土地區劃整理を施行する場合に於て特別の事情

の爲め耕地整理法第三十條第一項の規定に依ること能はざるものの處分に關しては行政廳又は公共團體整理委員會の意見を聞き之を定むることを得

第三十八條 特別都市計畫法第五條の土地區劃整理施行の土地の地價に關し都市計畫法施行令第二十條の規定に依る耕地整理法第十三條の規定の準用に付ては同條中第十一條第二項に依り國有地に編入したる土地の面積とあるは特別都市計畫法第七條第一項の規定に依り國又は公共團體の所有地に編入したる土地の面積とす

第三十九條 特別都市計畫法第五條の土地區劃整理を施行する場合に於て第三十七條又は耕地整理法第三十條第一項但書の規定に依り支拂ふべき金銭を滞納する時は整理施行者は國稅滞納處分の例に依り之を處分することを得

前項の規定に依る徵收金の先取特權の順位は行政官廳に於て徵收する場合に在りては國の徵收金に公共團體を統轄する行政廳又は公共團體に於て徵收する場合に在りては其の公共團體の徵收金に次ぐ

附則

本令は公布の日より之を施行す

復興事業の施行に伴ひ交付すべき

國債證券に關する件

(大正十三年六月二日勅令第三百三十七號)

朕復興事業の施行に伴ひ交付すべき國債證券に關する件を裁可し茲に之を公布せしむ  
第一條 復興事業の施行に伴ひ政府が土地所有者其の他の利害關係人に對し支拂ふべき補償金其の他の金額は左に掲ぐる場合に於ては五分利附國債證券を以て之を交付する事を得但し國債の最小額面の交付價格に満たざる額に付ては此の限りに在らず  
一、特別都市計畫法第八條第一項の規定に依り交付すべき補償金を支拂ふとき  
二、直接自己の用に供せざる土地又は建物其の他の工作物を收用又は買收したる場合に於て其所有者に補償金又は對價を支拂ふとき  
三、直接自己の用に供せざる借地又は其の上に存する借地權を收用又は買收したる場合に於て其の借地權者に補償金又は對價を支拂ふとき  
四、收用又は買收したる土地の殘地を從來用ひたる目的に供し得る場合に於て當該土地の所有者又は借地權者に對し補償金又は對價を支拂ふとき  
五、現金を以て補償金又は對價を交付すべき場合と雖も之を受くべき者が同意した



第二條 左に掲ぐる場合に於て支拂ふべき補償金又は對價は之を受くべき者の請求に因り現金を以て之を交付す

一、前條第一號の場合に於て直接自己の用に供する土地に付其の所有者又は借地權者が換地の交付を受けざりし時又は換地の交付を受け若は換地の交付と共に借地權に付換地の指定を受けたるも之を從來用ゐたる目的に供する事能はざる時  
二、前條第二號乃至第四號の場合に於て對價の目的たる土地又は借地權が對價を受くべき者の債務の擔保たる時但し當該債務の元利支拂に要する金額を限度とす  
第三條 第一條第一號乃至第四號の場合に於て支拂ふべき補償金又は對價は前條の規定に依り交付する金額の外之を受くべき者の請求に因り一人に付き金五千圓を限り現金を以て之を交付す

第四條 本令に於て借地權とは地上權、永小作權、賃借權及國有財産法第二十四條の規定に依り土地の貸付を受くる者の權利を謂ふ

第五條 國債の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む  
附 則 本令は公布の日より之を公布す

### 耕地整理法

(明治四十二年四月十三日法律第三〇號)(明治四十三年四月法律第四四號)  
(大正三年三月同第三二號)(同八年四月第四五號改正)

#### 第一章 總 則

第一條 本法に於て耕地整理と稱するは土地の農業上の利用を増進する目的を以て本法に依り左の各號の一に該當する事項を行ふを謂ふ

- 一、土地の交換、分合、開墾地目變換其他區畫形質の變更、湖海の埋立、干拓若くは道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等の變更、廢置、又は之に伴ふ灌漑排水に關する設備若くは工事
- 二、前號の事項施行の爲め若くは施行の結果必要なる工作物の設置其他の設備又は其の維持管理
- 三、開墾又は湖海の埋立若くは干拓に依る耕地整理に附隨して行ふ整理施行地の利用に關する必要なる工作物の設置其他の施設
- 四、前三號の事項に關し必要あるとき國、府縣、郡、市町村其他公共團體の認許

を得て行ふ營造物の修繕

三四

第二條 本法に於て關係人と稱するは整理施行地に付所有權以外の登記したる權利を有する者を謂ふ

第二條の二 登記したる地上權、永小作權、土地賃借權を有する者又は國有林野法若くは官有地取扱規則に依る豫約開墾者は土地の所有者及賃貸人の同意を得たるときは其の土地に付第三條の規定に依る整理施行者又は耕地整理組合の組合員と爲ることを得

前項の場合に於ては土地の所有者及賃貸人は其の土地に付ては整理施行者又は組合員たることを得ず

第二條の三 官有地取扱規則に依り埋立又は干拓の許可を受けたる者は本法の適用に付ては之を土地の所有者と看做す

耕地整理組合の組合員と爲り又は爲るべき地上權者、永小作權者、賃借權者、又は豫約開墾者は第三十四條、第四十七條乃至第五十條、第五十五條、第五十六條及第五十九條の適用に付ては之を土地の所有者と看做す

第三條 耕地整理を施行せむとする時は設計書を作り關係人の同意書並に第二條の二

の場合に於ける土地の所所有者及賃貸人の同意書を添へ數人共同して施行せむとするものに在りては尙規約を作り地方長官の認可を受くべし但し關係人の同意を得ること能はざるときは其の事由を記載したる書面を添附すべし

設計書、規約若は整理施行地區を變更し若は一人にて施行する耕地整理を變じて數人共同の施行と爲し又は事業を停止若は廢止せむとするときは之に關する必要の事項を定め地方長官の認可を受くべし但し耕地整理施行の爲め爲したる借入金あるときは債權者の同意を得るに非ざれば事業を廢止し整理施行地區を減少し又は債務の分擔に關する規約を變更することを得ず

前項整理施行地區の變更に依り新に整理施行地區に編入せらるべき土地に付ては第一項の同意書に關する規定を準用す

地方長官第一項又は第二項の認可を與へたるときは其旨を告示すべし  
設計書、規約若は整理施行地區の變更又は事業の停止若は廢止は前項の告示ある迄之を以て第三者に對抗することを得ず

前五項の規定は耕地整理組合に之を適用せず

第四條 本法又は本法に基きて發する命令の規定に依り爲したる處分、手續其の他の

三五

行爲は整理施行地の所有者、占有者又は關係人の承繼人に對しても其の效力を有す  
 第五條 整理施行地の所有者に屬する耕地整理に關する權利義務は土地の所有權と共に其の承繼人に移轉す

第二條の二第一項の規定に依り整理施行者又は組合員と爲りたる者の耕地整理に關する權利義務は其の地上權、永小作權、賃借權又は國有林野法若は官有地取扱規則に依る權利と共に其の承繼人に移轉し地上權、永小作權又は賃借權消滅したるときは帝室及國を除くの外土地の所有者又は賃貸人に移轉す

第六條 本法中別に規定ある場合を除くの外土地の所有者、占有者、關係人其の他整理施行地に付權利を有する者は耕地整理の施行に對して異議を述ぶることを得ず

第七條 主務大臣、地方長官又は郡長耕地整理に關する調査を爲す爲め必要あるときは官吏又は吏員をして他人の土地に立入り測量又は検査を爲し障害の竹木土石等を移轉若は除却せしむることを得但し之に依り生じたる損害は之を補償すべし  
 前項の場合に於ては豫め其土地の占有者に之を通知すべし

第八條 前條の規定の耕地整理施行者は耕地整理組合設立の認可を申請せむとする者  
 前項の通知を爲すこと能はざる場合に於ては公告を以て之に代ふることを得

又は整理施行者が整理施行のため必要なる準備をなす場合に之を準用す  
 前項の場合に於ては市町村長の許可を受くべし

第九條 耕地整理施行者は耕地整理組合設立の認可を申請せむとする者又は整理施行者は整理施行地を管轄する登記所、漁業に關する登録官廳、土地臺帳所管廳、市役所又は町村役場に就き無償にて耕地整理に關し必要なる簿書の閲覧又は謄寫を求むることを得但し登記所、漁業に關する登録官廳、又は土地臺帳所管廳は必要ありと認むるときは耕地整理組合若は耕地整理組合聯合會の組合長、組合副長若は聯合會々長、聯合會副會長又は臨時代理者以外の者に付其の資格に關する市町村長の證明書を提出せしむることを得

第十條 耕地整理施行の爲め土地又は建物に付登記又は登録を爲すときは登録税を免除す

前項の規定は耕地整理の施行に伴ひ大字又は字の名稱又は其の區域に變更ありたる場合に之を準用す

第十一條 耕地整理を施行する爲め國有に屬する道路、堤塘、溝渠、溜池等の全部又は一部を廢止したるに依り不用に歸したる土地は無償にて之を整理施行地の所有者

に交付す

耕地整理の施行に依り開設したる道路、堤塘、溝渠、溜池等にして前項廢止したるものに代るべきものは無償にて之を國有地に編入す

第十二條 本法に依る開墾、地目變換其の他土地の區劃形質の變更又は道路、堤塘、溝渠、溜池等の變更廢置に關しては地租條例第十條、第十一條及第十六條乃至第十九條の規定を適用せず埋立地又は干拓地に付亦同じ

第十三條 耕地整理を施行したる土地の地價は整理施行地區内土地の現地價の合計額を每筆相當に配賦して之を定む但し第十一條第二項に依り國有地に編入したる土地の面積が同條第一項に依り交付したる土地の面積より多き場合に於ては整理施行地の現地價の平均額を其の面積の差額に乗じたる金額を現地價の合計額より控除したる額を以て現地價の合計額と看做す

前項の場合に於て地租の稅率同一ならざる土地あるときは現地價に依り算出したる地租の合計額を每筆相當に配賦し當該地目の稅率を以て除したる金額を其の配賦地價とす但し第十一條第二項に依り國有地に編入したる土地の面積が同條第一項に依り交付したる土地の面積より多き場合に於ては現地價に依り算出したる地租の平均

額を其の面積の差額に乗じたる金額を地租の合計額より控除したる額を以て地租の合計額と看做す

前二項の規定は國有の森林、原野若は荒蕪地を第一類地に開拓したる土地、埋立地又は干拓地に付ては之を適用せず

整理施行地の地租は其の整理施行地區の全部に付土地臺帳の整理を完了する迄從前の地域地目及地價に依り之を徵收す

規約を以て整理施行地區を數區に分ちたる場合に於ては其の各區を以て第一項、第二項及第四項の整理施行地區と看做す

第十四條 耕地整理を施行するに當り其の地區内の民有土地總面積の五分の一以上に當る土地に付開墾又は地目變換を爲したる場合に於ては工事完了のとき開墾又は變換したる土地に對し從前の地域に依り其の地價を修正し修正地價總額と之に對する原地價總額との差額の平均額の五分の一を超過する面積に乗じたる額を原地價總額に加へたるものを以て前條第一項の現地價とす

前項の場合に於ては開墾したる土地に付ては工事着手の年より四十年變換したる土地に付ては工事完了の年より六年の耕地整理地價据置年期を許可し年期明の年より

修正地價に依り其の地租を徴收す但し開墾したる土地にして年定期明に至り工事完了又は地味成熟せざる時は更に工事完了迄又は十年以内の年定期延長を許可することを  
四〇  
を得

前二項の場合に於て開墾に等しき勞費を要する地目變換は之を開墾と看做す  
地租を課せざる土地を整理施行地區に編入し地租を課すべき土地と爲したるときは

第十一條第一項に依り交付したる土地を除くの外工事完了のとき従前の地域に依り  
其の地價を設定し前條第一項の現地價とす

第二項の規定は地目變換を爲したる場合に於て修正地價に依り算出したる地租額が  
現地價に依り算出したる地租額より少き土地に付ては之を適用せず

第十四條の二 耕地整理の施行に依り其の地區内の國有の森林、原野若は荒蕪地を開  
拓して第一類地と爲したるとき又は國有の水面を埋立て若は干拓し民有地となした  
るときは埋立地又は干拓地に付ては六十年、其の他の土地に付ては二十年の耕地整  
理新開免租年期を許可す但し年定期明に至り地味成熟せざる時は更に十年以内の年  
定期延長を許可することを得

前項の場合に於ては年定期明に至り其の地價を設定し其の年より地租を徴收す

第十五條 整理施行地區内の土地中開墾着手後二十年を経過せざるもの又は地租の免  
除若は輕減に關する各種の年期を有するものあるときは左の各號の定むる所に依る

- 一、開墾を爲したる土地又は墾下年期、新開免租年期、地價据置年期を有する土地  
は工事着手の際地價を修正し又は設定す但し工事完了のときに於て地價の修正  
又は設定當時の現況より第一類地の地目に變更したる場合に於ては開墾又は地  
目變換を爲したるものと看做し第十四條第一項の規定を準用す
- 二、荒地免租年期又は低價年期を有する土地は工事完了のとき従前の地域に依り其  
の地價を修正す
- 三、第一號に依り地價を修正し又は設定したる土地に付ては開墾着手後二十一年目  
又は年定期明に至り修正地價又は設定地價に依り地租を徴收す但し工事完了した  
るときは此の限りにあらず

- 四、工事完了したるときは第一號若は第二號に記載したる土地に付ては修正地價又  
は設定地價を以て第十三條第一項の現地價とす

第十六條 工事完了したるときに於て開墾着手後二十年を経過せざる土地若は前條に  
記載する年期を有するものにして年期の終了せざる土地又は第十四條に依り年期を

許可したる土地あるときは事業關係者は其の協議を以て修正地租と従前の地租との差額の利益若は負擔又は地租の免除を受くべき土地及金額を定め政府に申告し殘年期間又は第十四條に依る年期中は其の金額を加除して其の土地の地租を納むべし但し協議一致せざるときは政府に於て之を定む

第十七條 換地は別に規定ある場合を除くの外第三十條第四項の告示の日より之を従前の土地と看做す

前項の規定は行政上又は裁判上の處分にして従前の土地に專屬するものに影響を及ぼさず

第十八條 賃借地に耕地整理施行の爲め賃借を爲したる目的を達すること能はざるときは賃借人は契約の解除を爲すことを得  
前項の場合に於て賃借人は整理施行者に對し解除に依り生じたる損害の補償を請求することを得

但し整理施行者は規約の定むる所に依り賃貸人に對し求償することを得

第十九條 耕地整理施行の爲め賃借地の利用を妨げらるゝときは賃借人は借賃の相當の減額又は前拂したる借賃の相當の拂戻を請求することを得

第二十條 耕地整理施行の爲め著しく賃貸地の利用を増したるときは賃貸人は借賃の相當の増額を請求することを得

前項の請求ありたる場合に於て賃借人は契約の解除を爲し其の義務を免るゝことを得

第二十一條 耕地整理施行のため地上權、永小作權、又は地役權を設定したる目的を達すること能はざるときは地上權者、永小作權者、又は地役權者は其權利を拋棄することを得

第十八條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第二十二條 整理施行地の上に存する地役權は耕地整理施行の後仍ち従前の土地の上に存す

耕地整理施行の爲め地役權者が其の權利を行使する利益を受くることを要せざるに至りたるときは其の地役權は消滅す

耕地整理施行の爲め従前と同一の利益を受くること能はざるに至りたる地役權者は其の利益を保存する範圍内に於て地役權の設定を請求することを得

第二十三條 第十九條及二十條の規定は地上權、永小作權、又は地役權に之を準用す

## 第二十四條

前六條の規定に依る貸借の解除、地上權若は永小作權の拋棄、地役權の拋棄若は設定又は借賃、地代小作料若は地役の對價の減額、拂戻若は増額の請求は第三十條第四項の告示の日より三十日を經過したるときは之を爲すことを得ず

## 第二十四條の二

第十八條乃至第二十一條及前二條の規定は地上權者、永小作權者又は賃借權者にして整理施行者又は組合員となりたる者に之を適用せず第二條の二第一項の規定に依り同意を爲したる者に付亦同じ

## 第二十五條

整理施行地又は之に存する建物にして先取特權、質權、又は抵當權の目的たる場合に於て第二十七條、第二十八條、第三十條第一項、第二項又は第四十四條第二項の規定に依り拂渡すべき金銭あるときは整理施行者は其の金額を供託すべし但し關係人の同意を得たるときは此限りならず

前項の規定は整理施行地又は之に存する建物が訴訟の目的たる爲め訴訟當事者より請求ありたる場合に之を準用す

先取特權者、質權者、抵當權者、又は訴訟當事者は前二項の規定に依り供託したる金銭に對しても其の橫利を行ふことを得

## 第二十五條の二

整理施行地に付存する漁業權が登録したる先取特權又は抵當權の目

的たる場合に於て第二十七條の二の規定に依り補償金を拂渡すべきときは整理施行者は其の金額を供託すべし但し先取特權者又は抵當權者の同意を得たるときは此限に及ばず前項の規定は整理施行地に付存する漁業權又は入漁權が訴訟の目的たる爲め訴訟當事者より請求ありたる場合に之を準用す

登録したる先取特權若は抵當權を有する者又は訴訟當事者は前二項の規定に依り供託したる金銭に對しても其の權利を行ふことを得

## 第二十六條

第三條の規定に依る整理施行者が其の事業の爲め借入れたる金額及其の利息其他耕地整理の施行に依り生じたる債務に付ては共同施行者連帶して其の責に任ず但し規約に別段の規定ある時は此の限に在らず帝室及國は前項の責に任せず

## 第二十七條

整理施行者は耕地整理施行の爲め必要あるときは整理地區内の工作物又は木石等に移轉し除却し又は破毀することを得但し之に依り生じたる損害は之を補償すべし

## 第二十七條の二

整理施行地に付漁業權存する場合に於ては漁業權者に對し漁業及入漁權存する場合に於ては漁業權者及入漁權者に對し整理施行者は整理施行に依り生ずべき損害を補償することを要す

前項の規定に依る補償を受くる権利は漁業権者及入漁権者共同して之を有するものとす

整理施行者は前二項の規定に依り損害の補償を爲したる後に非ざれば工事に着手することを得ず但し其損害の補償を受くる権利者の同意を得たるとき第二十五條の規定に依り供託を爲したるとき又は第八十七條第三項の規定に依り決定を得たる金額を供託したるときは此の限に在らず

第二十八條 第三條の規定に依る整理施行者又は耕地整理組合員は耕地整理施行の爲め受けたる損害に對し第七條第八號又は第二十七條の場合を除くの外補償の請求を爲すことを得ず但し規約に別段の規定ある場合は此の限に在らず

第二十九條 整理施行地に付權利を有する者、耕地整理施行の認可、若は整理施行地區變更の認可又は耕地整理組合の設立若は組合地區變更の認可の告示ありたる後に於て監督官廳の許可を得ずして土施の形質を變更し又は工作物の新築、改築、増築、若は大修繕を爲し又は物件を附加増置したるときは之に關する損害の補償を請求することを得ず

前項告示の後に於て土地に付權利を取得したる者は従前の権利者の爲し得べき範圍

内に於てのみ損害の補償を請求することを得

第三十條 換地は従前の土地の地目、面積、等位等を標準として之を交付すべし但し地目、面積、等位等を以て相殺を爲すこと能はざる部分に關しては金錢を以て之を清算すべし

特別の事情の爲め前項の規定に依ること能はざるもの、處分に關しては規約の定むる所に依る

前二項の規定に依る處分は地方長官の認可を受くべし

地方長官前項の認可を與へたるときは之を告示し直に其旨を管轄登記所に通知すべし

第三十一條 前條の規定に依る處分は整理施行地の全部に付工事完了したる後に非ざれば之を爲すことを得ず但し規約に別段の規定ある場合は此の限に在らず

第三十二條 整理施行地二以上の市町村、大字又は字に涉る場合に於て一筆の土地の區域は二以上の市町村、大字又は字に涉りて之を定むることを得ず

第三十三條 従前の土地の全部又は一部に付既登記の所有權以外の權利又は處分の制限あるときは之に對する換地の交付は其の權利又は處分の制限の目的たる土地又は



其の部分を指定して之を爲すべし

第三十四條 本法中土地所有者の数を計算せる場合に於ては共有者は之を一人と看做す但し共有者のみ共同して耕地整理を施行する場合に於ては此の限に在らず

前項但書の場合に於て第五十條、第五十五條第二項、第五十六條第二項、第六十五條第二項又は第六十八條第二項中土地の面積又は地價は共有者の持分に依り之を定む

第三十五條 住所又は居所の不分明其他の事由に依り耕地整理に關する書類の送付をなすこと能はざる場合に於て命令の定むる所に依り整理施行者又は監督官廳が公告を爲すときは其の公告の日を以て書類を發送したるものと看做し二十日を經過するときは其の末日に於て書類の送付を了りたるものと看做す

第三十六條 第三十條第三項の認可を受けたるときは整理施行者は遅帶なく既登記の土地及建物に付登記を申請すべし

第三十七條 整理施行地區内の土地及其の上に存する建物の登記に付ては勅令を以て特例を設くることを得

第三十八條 共同施行又は耕地整理組合に依る耕地整理の事業にして郡、市町村又は

水利組合に依り施行することを得るに至りたるときは特別の事情ある場合を除くの外命令の定むる所に依り其の事業を郡、市町村若は水利組合に引継ぎ又は耕地整理組合を普通水利組合に變更すべし

前項の規定に依り引継ぎ又は變更ありたるときは地方長官は其の旨を告示すべし

第三條第五項の規定は前二項の場合に之を準用す

第三十九條 監督官廳は主務大臣の定むる所に従ひ本法の規定に依る職權の一部を下級監督官廳に委任することを得

第四十條 本法中府縣、郡、市町村、郡長、市町村長、市役所又は町村役場とあるは府縣制、郡制、市制、町村制を施行せざる地に於ては之に準ずべきものに該當す

第四十條の二 整理施行地區が數府縣に涉る場合に於ては本法中地方長官の職權に屬する事項は關係地方長官中主務大臣の指定するもの之を行ふ

第二章 耕地整理組合

第一款 總則

第四十一條 耕地整理を施行する爲め必要あるときは耕地整理組合を設立することを  
得、耕地整理組合は法人とす

第四十二條 耕地整理組合は整理施行地を以て其の地區とす

第四十二條の二 耕地整理施行の爲め土地を分筆するの必要ある場合に於ては組合は  
其の所有者に代り之に關する手續を爲すことを得(大正三年法律第三十  
二號を以て本條追加)

第四十三條 左に掲ぐる土地は之を耕地整理組合の地區に編入することを得ず但し第  
一號乃至第三號の土地に付ては主務官廳又は公共團體の認許、第四號乃至第八號の  
土地に付ては土地所有者關係人及建物に付登記したる權利を有する者の同意を得た  
るときは此の限りに在らず

- 一、御料地、國有地
- 二、官の用に供する土地
- 三、府縣、郡、市町村其他勅令を以て指定する公共團體の公用又は公共の用に供  
する土地

四、名勝地、舊蹟地

五、古墳墓地、墳墓地

六、社寺境内地

七、鐵道用地、軌道用地

八、建物ある宅地

登記したる地上權又は永小作權の目的たる御料地又は國有地に付主務官廳の認許を  
得たるときは其の地上權者又は永小作權者を組合員と爲し其の土地を組合の地區に  
編入することを得但し地上權又は永小作權の殘存期間が耕地整理組合設立の認可申  
請の日より二十年未滿なるものに付ては此の限りに在らず(大正三年法律第三十  
二號を以て本項追加)

第二條の二第二項及第五條第二項の規定は前項の規定に依り地上權者又は永小作權  
者が組合員と爲りたる場合に之を準用す(同上)

第四十四條 特別の價值又は用途ある土地は土地所有者及關係人の同意を得るに非ざ  
れば之を耕地整理組合の地區に編入することを得ず但し之を編入するに非ざれば耕  
地整理を適當に施行すること能はざるときは此の限りに在らず  
土地收用法第四十七條乃至第四十九條、第五十一條乃至第五十四條、第五十六條、

第五十八條、第六十條及第六十一條の規定は前項但書の場合に之を準用す但し組合の設立又は地區變更の認可の告示を以て土地收用法第十九條の規定に依る公告又は通知と看做す

第一項但書の場合に於て補償金の拂渡又は供託を爲さざる時は土地所有者又は關係人は其の土地に付工事の施行を拒むことを得但し第八十七條第一項の規定に依り決定を得たる金額を供託したるときは此の限りに在らず

第四十五條 耕地整理組合設立の認可ありたる時は其の地區内に土地を所有する者は總て之を組合員とす但し第十一條第一項の土地に關しては此の限りに在らず

第四十六條 耕地整理組合の名稱中には耕地整理組合なる文字を用ふべし  
耕地整理組合に非ざるものは耕地整理組合たることを示すべき文字を用ふることを得ず

第四十七條 土地の共有者は耕地整理に關する一切の行爲を爲さしむる爲め其の一人を以て代表者と爲し之を組合に通知すべし(大正三年法律第三十號を以て本項改正)  
前項の代表者の權限に加へたる制限は之を以て第三者に對抗することを得ず

第四十八條 前條の委任の終了は組合に通知ある迄之を以て善意の第三者に對抗する

ことを得ず

第四十九條 第四十七條第一項の手續を爲さざる土地共有者に對する書類の送附は其の一人に對し之を發送したる時に於て完了したるものと看做す

第一款 組合の設立及解散

第五十條 耕地整理組合を設立せむとするときは組合の地區たるべき區域内の土地所有者總數の二分の一以上にして其の區域内の土地の總面積及總地價の各三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て設計書及規約を作り地方長官の認可を受くべし  
前項の土地所有者中共有者ある場合に於ては各共有地に付共有者總數の二分の一以上にして其の持分の三分の二以上に當る者の同意を得たる時は其の共有地に付同意ありたるものと看做す(大正八年法律第四十號を以て本項追加)

第五十一條 耕地整理組合は前條地方長官の認可に依り成立す

前項の場合に於ては地方長官は組合設立の旨を告示すべし

組合は前項の告示ある迄其の成立を以て他人に對抗することを得ず

第五十二條 組合設立に關する費用は組合設立の後組合の負擔とす

第五十三條 組合は左の事由に依り解散す但し第二號の場合に於て還了せざる組合債

あるときは此の限りに在らず

- 一、規約に定めたる事由の發生
- 二、目的たる事項の完成又は完成の不能
- 三、總會の議決
- 四、合併
- 五、事業を郡、市町村又は水利組合に引継きたるとき
- 六、普通水利組合に變更したるとき
- 七、組合員一人と爲りたるとき
- 八、監督官廳の處分

前項の場合に於て地方長官は第三號又は第四號に該當するときは除くの外其の旨を告示すべし

第五十四條 組合に於て設計書若しくは規約の變更、組合の解散、合併、地區の變更又は事業の停止を爲さむとする時は之に關する必要の事項を定め總會の議決を経て地方長官の認可を受くべし但し組合債を負擔するときは債權者の同意を得るに非ざれば組合の解散、合併、地區の減少又は債務分擔に關する規約の變更を爲すことを得

ず

地方長官前項の認可を與へたるときは其の旨を告示すべし

第五十五條 組合の地區を變更する場合に於て新に組合の地區に編入せらるべき土地あるときは組合長は設計書案及規約案を作り編入區域の土地所有者の總會議に付し其の議決を前條の總會の議決に添附すべし

前項の總會議の議決を爲すには第五十條の條件を具備することを要す但し命令の定むる所に依り土地所有者の代理人を許すことを得

第六十六條の規定は第一項の總會議に之を準用す

第五十六條 前條の總會議は編入區域の土地所有者の同意を以て之に代ふることを得

第五十條の規定は前項の同意に之を準用す

第五十七條 設計書若しくは規約の變更、組合の解散合併地區の變更又は事業の停止は第五十三條第二項又は第五十四條第二項の告示ある迄之を以て他人に對抗することを得ず

第五十八條 組合を合併したるときは合併に依り解散したる組合に屬する權利義務は合併後存續し又は合併に依り設立したる組合に移轉す

第五十九條 組合員一人と爲りたる爲め組合解散の場合に於ては其の事業は一切の權利義務と共に土地所有者に移轉す

前項の土地所有者は之を第三條の規定に依る整理施行者と看做す

第六十條 組合解散したるときは第五十三條第一項第四號、第六號又は第七號の場合を除くの外清算を爲すべし

組合は解散の後と雖も清算の目的の範圍内に於ては仍ほ存續するものと看做す

第三款 組合の會議

第六十一條

別に規定あるもの、外左に掲ぐる事項は總會の表決を経べし

一、第三十條第一項、第二項の規定に依る處分を爲す事

二、組合債を起し、起債の方法、利息の定率若しくは償還の方法を定め又は之を變更する事

三、經費の收支豫算を定むる事

四、豫算を以て定むるものを除くの外新たに義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事

五、組合長、組合副長若しくは評議員を選任し又は解任する事

六、組合費、夫役現品の分賦收入に關する事

七、事業報告書及收支決算書を承認する事

八、工作物又は設備の維持管理方法を定むる事

九、訴願、訴訟及和解に關する事

十、耕地整理組合聯合會を設け、聯合會に加入し又は聯合會を脱退する事

(大正八年法律第四

十五號を以て本號追加第十號を第十

一號に、第十一號を第十二號に改む)

十一、規約に定めたる事項

十二、其の他組合長に於て重要なりと認めたる事項

第六十二條 總會は規約の定むる所に依り其の權限に屬する事項を評議員會に委任し又は組合長をして專決せしむることを得

評議員會に關する事項は命令を以て之を定む

第六十三條 總會の表決を経べき事件にして臨時急施を要し總會を招集する暇なしと認むるときは組合長は專決處分し次の總會に於て其の承認を求むべし但し設計書、

規約若しくは組合地區の變更又は組合の解散若しくは合併に付ては此の限りに在らず組合長前項の處分を爲さむとするときは其の處分前評議員會の同意を得ることを要

す但し評議員を置かざる場合に於ては此の限りに在らず

第六十四條 總會は總組合員を以て之を組織す

第六十五條 總會は組合長之を招集す

組合員總數の五分の一以上に當る者又は組合地區内の土地の總面積若しくは總地價の五分の一以上に當る者より會議の目的及其の事由を記載したる書面を提出して總會の招集を請求するときは組合長は十四日以内に之を招集すべし

第六十六條 總會を招集するには會日より五日前に會議の日時、場所及目的を記載して各組合員に通知を發すべし但し急施を要する場合に於ては期間を二日迄短縮することを得

第六十七條 組合員は各一箇の表決權を有す但し規約を以て表決權總數の五分の一を超過せざる範圍内に於て一人に付二箇以上の表決權を有せしむることを得  
前項の規定は第六十八條第二項の場合に之を適用せず

第六十八條 總會の議事は別に規定あるものを除くの外組合員の半數以上出席し出席者の表決權の過半數を以て之を決す

第五十四條又は第六十一條第一號、第二號若しくは第五號の事項の表決を爲すには

第五十條の條件を具備することを要す但し命令又は規約に別段の規定ある場合は此の限りに在らず

第六十九條 組合員は總會に於て書面又は代理人を以て表決を爲すことを得

前項の規定に依り表決權を行ふ者は出席者と看做す

第七十條 第三十一條但書の規定に依り第三十條の處分を爲さむとする場合に於ては其の處分を爲さむとする土地に關する組合員の總會議を以て總會と看做す

第七十一條 組合は命令の定むる所に依り組合員の選舉したる議員を以て組織する組合會を以て總會に代ふることを得

第七十二條 總會に關する規定は命令に別段の規定ある場合を除くの外前二條の規定に依る組合員の總會議又は組合會に之を準用す但し組合會に於ては組合の解散又は合併の議決を爲すことを得ず(大正三年法律第三十條第二號を以て中改正)

第四款 組合の管理

第七十三條 組合に組合長一人及組合副長一人又は數人を置く

組合長又は組合副長は組合員中より之を選舉す但し特別の事情あるときは組合員に非ざる者より之を選舉することを得

組合長又は組合副長の選任又は解任は地方長官の認可を受くべし  
組合長、組合副長共に闕員と爲りたるときは地方長官は臨時代理者を指定することを得

地方長官前二項の規定に依り認可を與へ又は指定を爲したるときは其の旨を告示すべし

組合長、組合副長又は臨時代理者の就任若しくは解任は前項の告示ある迄之を以て他人に對抗することを得ず

第七十四條 組合長は組合を代表し組合一切の事務を管理す

組合副長は組合長を補佐し組合長事故あるとき其の職務を代理す組合副長數人あるときは其の代理の順序は規約の定むる所に依る

第七十五條 組合長の権限に加へたる制限は之を以て善意の第三者に對抗することを得ず

第七十六條 組合に評議員を置く但し特別の事情ある爲め地方長官の認可を得たるときは此の限りに在らず

評議員は組合員中より之を選擧す

評議員は組合長の諮詢に應じ並びに事業及財産の状況を監査す

組合長は規約の定むる所に依り評議員をして組合の事務の一部を分掌せしむることを得

第七十七條 組合長は設計書、規約、組合員名簿、會議の議事録其の他組合に關する書類及帳簿を事務所に備へ置くべし

組合員又は利害關係人より前項の書類又は帳簿の閲覽を求めたるときは正當の事由ある場合を除くの外之を拒むことを得ず

第五款 組合の財務

第七十八條 組合の費用は規約の定むる所に依り組合員之を負擔す

夫役現品の分賦及之に代るべき金額に關する規定は規約中に之を定むべし

第七十九條 組合員にして組合費、第三十條第一項、第二項の規定に依り支拂ふべき金銭又は延滞利息若しくは過怠金を滞納する時は市町村は組合長の請求に依り市町村税の例に依り之を處分す(大正三年法律第三十二號を以て本項中改正)

前項の場合に於て組合は其の徴收金額中百分の四を市町村に交付すべし

第一項の徴收金は組合地區内の土地に關し市町村、水利組合其の他に準すべきも

の、徴収金に次いで先取特権を有す

前三項の規定は組合員が夫役現品に代るべき金銭を滞納する場合に之を準用す

第八十條 組合に於て負債を起し起債の方法、利息の定率若しくは償還の方法を定め又は之を變更せむとするときは地方長官の認可を受くべし

前項の負債は起債の時より十五年以内之を還了すべし但し特別の事由ある場合に限り五十年以内と爲すことを得(大正八年法律第四十五號を以て本項中改正)

第八十一條 組合にして其の債務を完済すること能はざるときは帝室及國を除くの外組合員は之に付連帶無限の責任を負擔す但し規約に別段の規定ある場合は此の限りに在らず

第二章の二 耕地整理組合聯合會(大正八年法律第四十五號を以て本章追加)

第八十一條の二 耕地整理組合は登記手續に關する事項を除くの外其の事業の一部を他の耕地整理組合と共同して行はむとする場合に於て之を代り行はしむる爲め協議に依り設計書及規約を作り地方長官の認可を得て耕地整理組合聯合會を設くることを得

聯合會は法人とす

聯合會其の所屬組合の増減を爲さむとするときは各組合の協議に依り地方長官の認可を受くべし

聯合會に會長一人及副會長一人又は數人を置く

第四十二條の二、第四十六條、第五十一條乃至第五十四條、第五十七條乃至第五十九條第一項、第六十條、第七十三條乃至第七十五條及第七十七條乃至第八十一條の規定は聯合會に之を準用す但し第五十九條第一項中土地所有者とあるは組合、第七十三條中組合員とあるは聯合會所屬組合の組合員とす

第二章 監督

第八十二條 耕地整理は第一次に郡長、第二次に地方長官、第三次に主務大臣之を監督す但し整理施行の區域郡市若しくは數郡に涉り又は市内に止る場合に於ては第一次に地方長官第二次に主務大臣之を監督す

第八十三條 主務大臣又は地方長官に於て會議の表決又は整理施行者の行爲が設計書規約又は法令に違反し其の他公益を害するの虞ありと認むるときは會議の表決を取消し組合長組合副長若しくは聯合會會長聯合會副會長を解任し評議員若しくは組合會議員の改選、事業の停止若しくは組合組合聯合會の解散を命じ、又は整理施行の



認可を取消すことを得(大正八年法律第四十  
五號を以て中改正)

第八十四條 監督官廳は整理施行者をして耕地整理事業に關する報告を爲さしめ、書類、帳簿、出納又は工事を検査し、設計書又は規約の變更を命じ其の他監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得

第八十五條 監督官廳は本法又は本法に基きて發する命令の規定に依る認可申請に對し申請の趣旨に反せずと認むる範圍内に於て更正して認可を與ふることを得

第八十六條 第三條の規定に依る耕地整理の施行若しくは整理施行地區の變更に異議ある關係人、第四十三條若しくは第四十四條の規定に違反して耕地整理組合の地區に編入したる土地の所有者若しくは關係人又は第三條第二項但書若しくは第五十四條第一項但書の規定に依り異議ある債權者は各耕地整理施行の認可若しくは整理施行地區變更の認可の告示、耕地整理組合の設立若しくは組合地區變更の認可の告示又は第三條第四項若しくは第五十四條第二項の規定に依り當該事項の告示ありたる日より六十日以内に主務大臣に訴願することを得  
前項の訴願ありたる場合に於ては地方長官は其の裁決ある迄目的たる土地に付耕地整理の施行を停止することを得

第八十七條 第四十四條第二項の規定に依る補償金に付協議調はざるか又は協議を爲すこと能はざるときは地方長官の決定を求むべし

前項の決定に不服ある者は其の決定書の送付を受けたる日より九十日以内に通常裁判所に出訴することを得

第二十七條の二第一項の規定に依る補償金に付亦前二項に同じ(大正八年法律第四十  
五號を以て本項追加)

第八十八條 總會議、總會若しくは組合會の招集手續若しくは表決が違法なる場合に於て之に對し不服ある者又は地上權者、永小作權者、賃借權者若しくは豫約開墾者が整理施行者若しくは組合員と爲りたる場合に於て第三十條第一項、第二項の處分に對し不服ある土地の所有者は其の表決の日より十四日以内に地方長官に異議を申立つることを得(大正三年法律第三十二  
號を以て本項中改正)

前項異議の申立ありたる場合に於て監督官廳は其の職權に依り又は利害關係人の請求に依り必要と認むるときは表決又は處分の執行を停止することを得

第八十九條 監督官廳の處分にして本法中他の條項に於て地方長官の告示を必要とする事項に相當するものに付ては地方長官は之を告示すべし

整理施行者は前項の告示ある迄其の受けたる處分を以て他人に對抗することを得ず

前二項の規定は監督官廳の命令したる停止處分の解除に之を準用す

第四章 罰 則

第九十條 耕地整理施行に關し設けたる標識を移轉、汚損、毀壞又は除却したる者は五十圓以下の罰金に處す

第九十一條 第三條の規定に依る整理施行者又は組合長組合副長若しくは聯合會會長聯合會副會長本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは五十圓以下の過料に處す(大正八年法律第四十五號を以て本項中改正)

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前項の過料に之を準用す

第九十一條之二 組合長、組合副長、聯合會々長、聯合會副會長、臨時代理者、評議員又は組合會議員其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若しくは約束したるときは二年以下の懲役に處す因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役に處す(大正三年法律第三十二號を以て本條追加) (大正八年第四十五號を以て本項中改正)

前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第九十一條之三 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は

二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す(大正三年法律第三十二號を以て追加)  
前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得

附 則

第九十二條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む(明治四十二年勅令第二百三十號を以て同年十月十六日より之を施行す)

明治三十年法律第三十九號は之を廢止す但し現に土地の區劃形狀變更の許可を得たる者に關しては仍ほ従前の例に依る

第九十三條 北海道の耕地整理に付ては勅令を以て特例を設くることを得

第九十四條 本法施行前耕地整理に關し發起又は施行の認可を得たる者に付ては以下數條に規定するものを除くの外舊法の規定を適用す

第九十五條 本法第一條、第二條、第四條、第八條、第十條、第十七條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條、第三十五條、乃至第四十條、第七十九條、第八十二條、第八十四條及第八十五條の規定は本法施行前耕作整理に關し發起又は施行の認可を得たる者に之を適用す(大正三年法律第三十二號を以て中改正)

第九十六條 本法施行前耕地整理發起の認可を得たるものは發起人又は整理委員の申

請に依り命令の定むる所に従ひ之を本法に依る耕地整理組合と爲すことを得  
前項の規定に依り耕地整理組合と爲したるときは耕地整理に關する従前の設計書文  
は規約は本法又は本法に基きて發する命令に反せざる範圍内に於て本法の規定に依  
る設計書又は規約と看做す

第一項の規定に依る耕地整理組合は耕地整理に關する參加土地所有者共同の權利義  
務を承繼す

第九十七條 本法施行前耕地整理發起の認可を申請し未だ之を得るに至らざる者は命  
令の定むる所に従ひ之を本法第五十條の規定に依る耕地整理組合設立の申請と爲す  
ことを得

第九十八條 舊法又は明治三十年法律第三十九號に依り爲したる處分に對する訴願に  
關しては各舊法又は明治三十年法律第三十九號の規定に依る

附 則 (大正八年法律第四十五號附則)

本法施行の期日は勅令を以て之を定む (大正八年勅令第二百四十五號を以て同年六月  
一日より之を施行す)  
本法施行前第十四條及第十四條の二の規定に依る許可ありたる土地に關しては仍ほ従  
前の例に依る

### 市民各位に御依頼

市民各位は將にその頭上に迫らんとする區劃整理の問題に就いて出来るだけ  
御研究下されることが御利益です。著者は微力ながら市民の味方として、復興  
局の施行に對する本問題の辯護士——擁護者として及ばずながら一身を捧げ  
てゐるものであります。

今後共、改善同盟會の演說會には力めて御出で下さい。一人にても改善期成  
の同志を作つて下さい。集會して下さい。團結して下さい。  
本書の如きも改善の爲めに、一冊にても多數の方に御紹介下さい、御近隣御  
知己へ配布するなり御廻送下さい。今後陸續としてこの種の小冊子を刊行し  
ます。(著者)

# 土地收用法

五〇

## 第一章 總 則

(明治三十三年三月六日法律第二十九號大正三年法律第十五號改正)

第一條 公共の利益と爲るべき事業の爲め之に要する土地を收用又は使用するの必要あるときは其の土地は本法の規定に依り之を收用又は使用することを得  
本法に於て使用と稱するは權利の制限を包含す

第二條 土地を收用又は使用することを得る事業は左の各號の一に該當するものなることを要す

- 一、國防其他軍事に關する事業
- 二、官廳又は公署建設に關する事業
- 三、教育、學藝又は慈善に關する事業
- 四、鐵道、軌道、索道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用惡水路、溜池、船渠、港灣、埠頭、水道、下水、市場、電氣裝置、瓦斯裝置、又は火葬場に關する事業

五、衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害豫防、其他公用の目的を以て國府

縣郡市町村其の他公共團體に於て施設する事業

第三條 本法又は本法に基づきて發する命令に規定したる起業者の權利義務は事業と共に其承繼人に移轉す

第四條 本法又は本法に基づきて發する命令の規定に依り爲したる手續其の他の行爲は起業者、土地所有者又は關係人の承繼人に對しても其の效力を有す

第五條 本法に於て土地所有者と稱するは收用又は使用すべき土地の所有者を謂ふ  
本法に於て關係人と稱するは收用又は使用すべき土地に關して權利を有する者を謂ふ

第十九條の地方長官の公告又は通知の後其の土地に關して權利を取得したる者は關係人と看做さず但し既存の權利を承繼したる者は此の限に在らず

第六條 本法又は本法に基づきて發する命令に規定したる期間の計算法、通知の方法及書類の送達に關しては勅令を以て之を定む

第七條 本法の規定は水の使用に關する權利其の他土地に關する所有權以外の權利の收用又は使用を爲す場合に之を準用す

第八條 本法の規定は土地に屬する土石砂礫の收用を爲す場合に之を準用す

第二章 事業の準備

五二

第九條 事業の準備の爲め必要あるときは起業者は事業の種類及立入るべき土地の區域を定め地方長官の許可を得て土地に立入り測量又は検査を爲すことを得但し此場合に於て宮内省又は國の起業に係るときは宮内大臣又は主務大臣は之を地方長官に通知すべし地方長官前項の許可を與へ又は通知を受けたるときは起業者事業の種類及立入るべき土地の區域を公告し又は之を其の土地占有者に通知すべし

第十九條の地方長官の公告又は通知の後起業者が事業の準備の爲め其の土地に立入り測量又は検査を爲す場合に於ては本條の許可又は通知を要せず

第十條 前條の場合に於ては起業者は立入るべき日より五日前に其日時及場所を市町村長に通知すべし市町村長は之を公告し又は其の土地占有者に通知すべし

邸内に立入る場合に於ては起業者は豫め其の占有者に通知すべし日出前日没後邸内に立入る場合に於ては起業者は特に行政廳の許可を受くべし

第十一條 第九條の規定に依る測量又は検査の爲め必要あるときは起業者は行政廳の許可を得て障害物を除却することを得

前項の規定に依り障害物の除却を爲す場合に於ては起業者は三日前に其の所有者及

占有者に通知すべし

第三章 事業の認定

第十二條 土地を收用又は使用することを得る事業は内閣之を認定す但し軍機に關する事業は此限にあらず

第十三條 起業者が内閣の認定を受けむとするときは事業計畫書及圖面を添へ地方長官を経由して内務大臣に申請すべし内務大臣は之を審査し内閣に提出すべし

宮内省又は國の起業に係るときは宮内大臣又は主務大臣は事業計畫書及圖面を添へ内務大臣に協議を爲し之を内閣に提出すべし

第十四條 内閣が認定を爲したるときは起業者及事業の種類並に起業地を公告すべし  
第十五條 天災地變に際し急施を要する事業の爲め土地を使用するときは郡市長は其の事業の認定をなすことを得

前項の使用の期間は六箇月を超ゆることを得ず

軍事上臨時急施を要する事業の爲め土地を使用するときは主務大臣は使用すべき土地の區域を郡市長に通知すべし

第十六條 起業者が郡市長の認定を受けむとするときは事業の種類使用すべき土地の

五三

區域及使用の期間を定め郡市長に申請すべし

第十七條 郡市長の認定を爲したるときは起業者、事業の種類使用すべき土地の區域及使用の期間を土地所有者及占有者に通知すべし郡市長が第十五條第三項の通知を受けたるときは使用すべき土地の區域を土地所有者及占有者に通知すべし

第十八條 起業者が内閣の認定の公告の後三箇年内に第十九條の申請をなさざるときは其の認定は效力を失ふ

第四章 收用の手續

第十九條 内閣の認定の公告の後起業者の申請に依り地方長官は收用又は使用すべき土地の細目を公告し又は之を土地所有者及關係人に通知すべし

軍機に關する事業に付ては主務大臣は地方長官に收用又は使用すべき土地の細目を通知し地方長官は之を土地所有者及關係人に通知すべし

第二十條 前條の地方長官の公告又は通知の後は起業者は其の土地に立入り土地物件を調査することを得

前項の場合に於ては起業者は立入るべき日より三日前に其の日時及場所を其の土地占有者に通知すべし日出前日没後は占有者の承諾あるに非ざれば邸内に立入ること

を得ず

第二十一條 第十九條の地方長官の公告又は通知の後起業者が必要と認むるときは土地所有者又は關係人と共に土地物件に關する調書を作成することを得

前項の場合に於て土地所有者又は關係人が調書を作成することを拒みたるときは起業者は市町村長の立會を以て之を作成することを得但し市町村長が起業者なるとき又は起業者に對し第四十條第二項に掲げたる關係を有するときは此限にあらず

土地所有者又は關係人が調書の必要を認めたるときは前二項の規定を準用す

起業者、土地所有者及關係人は本條の規定に依り作りたる調書の記載事項に對して異議を述ぶることを得ず

第二十二條 第十九條の地方長官の公告又は通知の後起業者は其の土地に關する權利を取得する爲め土地所有者及關係人に協議を爲すべし

前項の協議調はざるとき又は協議をなすこと能はざるときは起業者は收用審査會の裁決を求むることを得

第二十三條 收用審査會の裁決を求めむとする時は起業者は其の申請書に左に掲げたる書類を添へ地方長官に差出すべし但し軍機に關する事業に付ては事業計畫書及圖

面を添ふることを要せず

一、事業計畫書及圖面

二、市區町村別に左に掲げたる事項を記載したる書類

收用又は使用すべき土地の番號、地目

收用又は使用すべき土地の面積及其土地に在る物件の種類數量但し土地物件が分割を來すべき場合に於ては其の全部の面積建坪等を併記すへし  
損失補償の見積金額及内譯

收用の時期又は使用の時期期間

土地所有者及關係人の氏名住所

收用審査會の裁決を求めたるときは起業者は同時に土地所有者及關係人に通知すべし

第二十四條 前條の書類を受けたるときは地方長官は之を市町村長に下附すべし市町村長は豫め公告を爲し一週間之を公衆の縦覽に供すべし

第二十五條 土地所有者及關係人は前條縦覽期間の初日より二週間内に地方長官に意見書を差出すことを得

第二十六條 地方長官は前條の期間を経過したる後收用審査會を開くべし

第二十七條 收用審査會は開會の日より一週間内に裁決をなすべし但し地方長官に必要と認むるときは二週間内の延期を爲すことを得

第二十八條 收用審査會が前條の期間内に裁決をなさざるときは地方長官は事情を具し内務大臣の指揮を請ふべし内務大臣は收用審査會に一定の期間内に裁決をなすべし  
きことを命じ又は之に代りて裁決をなすべきことを地方長官に命ずることを得收用審査會が前項の期間内に裁決を爲さざる時は地方長官は之に代りて裁決をなすべし  
第二十九條 收用審査會が招集に應ぜず又は成立せざるときは地方長官は内務大臣の認可を得て之に代りて裁決を爲すことを得事業の急施を要するとき又同じ

第三十條 收用審査會が裁決を爲したるときは其の裁決書の謄本を添へ地方長官に報告すべし

第三十一條 前條の報告を受け又は收用審査會に代りて裁決を爲したるときは地方長官は裁決書の謄本を起業者、土地所有者及關係人に送達すべし

第三十二條 軍機に關する事業又は内閣の認定したる事業の施行に因りて必要を生じたる道路、堤防、其の他公用に供する工作物の新築、改築又は増築の爲め土地を收

用又は使用するときは地方長官の許可を得て直に本章の規定に依ることを得

第三十三條 郡市長が認定を爲し又は第十五條第三項の通知を受けたる時は第十七條の通知の後起業者をして直に其土地を使用せしむることを得但し損失の補償に關しては本法の規定に依るべし

第三十四條 起業者が第十九條の地方長官の公告又は通知の後一箇年内に收用審査會の裁決を求めざるときは其の公告又は通知は效力を失ふ

第五章 收用審査會

第三十五條 收用審査會は内務大臣の監督に屬し左に掲げたる事項を定めて收用又は使用の裁決を爲すものとす

- 一、收用又使用すべき土地の區域
- 二、損失の補償
- 三、收用の時期又使用の時期、期間

起業者の申請が本法又は本法に基づきて發する命令の規定に違反するときは收用審査會は却下の裁決を爲すべし

第三十六條 收用審査會は會長一人委員六人を以て之を組織す

第三十七條 會長は地方長官を以て之に充つ議事其他の會務を統理し會を代表す

第三十八條 委員は高等文官及府縣名譽職參事會員各三人を以て之に充つ高等文官にして委員たるべきものは内務大臣之を命じ府縣名譽職參事會員にして委員たるべき者は其の互選とす

第三十九條 收用審査會は委員半數以上出席するにあらざれば會議を開くことを得ず收用審査會の議事は過半數を以て決す可否同數なるときは會長の決する所に依る

第四十條 委員が起業者、土地所有者又は關係人なるときは收用審査會の議事に參與することを得ず

委員が起業者、土地所有者若は關係人の配遇者、四親等内の親族戸主、家族代理人及保佐人なるとき又は起業者、土地所有者若は關係人たる市町村の市參事會員町村長、合名會社の社員、合資會社及株式合資會社の無限責任社員、株式會社の取締役及監查役其他法人の理事及監事なるとき亦前項に同じ

本條の規定に依り委員の數減少して前條第一項の數を得ざるときは地方長官は左に掲げたる順序に従ひ其の本條の規定に抵觸せざる者の内より臨時に指名して之を補充すべし



一、府縣名譽職參事會員

二、府縣名譽職參事會員の補充員

三、府縣會議員

第四十一條 收用審査會の裁決は起業者土地所有者及關係人の申立たる範圍を超ゆることを得ず

第四十二條 收用審査會は必要と認むるときは鑑定人を選び其の意見を聽くことを得前項の鑑定人に付ては第四十條の規定を準用す

第四十三條 收用審査會は必要と認むるときは起業者土地所有者又は關係人を呼出し其の意見を聽くことを得

收用審査會は事實參考のため必要と認むるときは收用又は使用すべき土地以外の土地所有者を呼出し其の供述を聽くことを得

第四十四條 裁決は文書を以て之を爲し其の理由を附し會長之に署名捺印すべし裁決書の謄本には會の印章を押捺すべし

第四十五條 鑑定人及事實參考人は旅費及手當を請求することを得

第四十六條 二府縣以上に涉る事業に係るときは關係地方長官は勅令の定むる所に從

ひ合同して收用審査會を開くことを得

## 第六章 損失の補償

第四十七條 土地所有者及關係人の受くる損失は起業者之を補償すべし損失の補償は各人別に之を爲すべし但し其の各人別に見積り難きときは此の限にあらず

第四十八條 收用すべき土地物件に付ては相當の價格に依り其の損失を補償すべし使用すべき土地に付ては其土地及近傍類地の料金に依り其の損失を補償すべし

第四十九條 土地の一部を收用又は使用するに因りて殘地の價格を減じ其の他殘地に關し損失を生ずべきときは其の損失を補償すべし

第五十條 土地の一部を收用するに因りて殘地を從來用ひたる目的に供すること能はざるときは土地所有者は其の全部の收用を請求することを得

第五十一條 收用又は使用すべき土地に在る物件は移轉料を補償して移轉せしむべし但し物件の分割を來し其の全部を移轉するにあらざれば從來用ひたる目的に供すること能はざるときは所有者は其全部の移轉料を請求することを得

前項の場合に於て物件を移轉するに依りて從來用ひたる目的に供すること能はざるときは所有者は其の收用を請求することを得

第五十二條 前條の移轉料にして其の物件の相當價格を越ゆる場合に於ては起業者は其の收用を請求することを得

第五十三條 土地を收用又は使用するに依りて通路、溝渠、塙柵其他の工作物の新築、改築、増築又は修繕を爲す必要を生ずる時は其の費用を補償すべし

第五十四條 前數條に規定したるものの外土地を收用又は使用するに依りて土地所有者及關係人の通常受くべき損失は之を補償すべし

第五十五條 土地の使用が三箇年以上に亘るとき又は土地の形質を變更するとき若は使用すべき土地に建物あるときは所有者は其の土地の收用を請求することを得但し空間を使用する場合に於て土地の使用を妨げざるときは此の限りに在らず

第五十六條 第十九條の地方長官の公告又は通知の後行政廳の許可を得ずして土地の形質を變更し又は工作物の新築、改築、増築若は大修繕を爲し又は物件を附加増置したる土地所有者又は關係人は之に關する損失の補償を請求することを得ず

第五十七條 第九條又は第二十條の規定に依り土地に立入り測量、検査又は調査を爲すに因りて他人に及ぼしたる損失は起業者之を補償すべし

第五十八條 第十九條の地方長官の公告又は通知の後起業者が事業を廢止變更したる

に因りて土地所有者又は關係人の受けたる損失は之を補償すべし

第五十九條 前二條の補償に付き協議調はざるときは地方長官の決定を求むることを得此場合に於ては第三十一條及第四十一條乃至第四十五條の規程を準用す

### 第七章 收用の效果

第六十條 起業者は收用又は使用の時期迄に補償金を拂渡すべし

左に掲げたる場合に於ては補償金を供託することを得

- 一、補償金を受くべき者が其の受領を拒みたるるとき又は之を受領する事能はざる時
- 二、起業者が過失なくして補償金を受くべき者を確知すること能はざるとき
- 三、起業者が收用審査會の裁決中補償金額の決定に對して不服あるとき但し補償金を受くべき者の請求あるときは起業者は自己の見積金額を拂渡すべし

四、起業者が補償金拂渡の差押又は假差押を受けたるとき

第六十一條 土地所有者及關係人は收用又は使用の時期迄に土地物件を引渡し又は物件を移轉すべし但し左に掲げたる場合に於ては起業者の請求に依り市町村長は土地所有者及關係人に代るものとす

- 一、土地所有者及關係人が土地物件を引渡し又は物件を移轉すること能はざるとき

二、起業者の過失なくして土地所有者及關係人を確知すること能はざるとき

第六十二條 起業者が收用又は使用の時期迄に補償金の拂渡又は供託を爲さざるときは收用審査會の裁決は其の效力を失ふ但し土地所有者及關係人が損害賠償の請求を爲すことを妨げず

第六十三條 土地物件を收用するときは收用の時期に於て所有權は起業者之を取得し其他の權利は消滅す土地を使用するときは其の權利は使用の時期に於て起業者之を取得し其の他の權利は使用の期間其の行使を停止せらる但し使用を妨げざるものは此の限りにあらず

第六十四條 收用審査會の裁決の後收用又は使用すべき土地物件が土地所有者又は關係人の責に歸すべからざる事由に依りて滅失又は毀損したるときは其の滅失又は毀損は起業者の負擔に歸す

第六十五條 先取特權質權又は抵當權は其の目的物の收用又は使用に因りて債務者が受くべき補償金に對しても之を行ふことを得但し其の拂渡前に差押を爲すべし

第六十六條 收用の時期より二十箇年内に事業の廢止其の他の事故に因りて收用したる土地の全部又は一部が不用に歸したるときは舊所有者又は其の相續人は補償價格

を以て之を買受くることを得但し第五十條の規定に依りて收用したる殘地は其の接續部分の不用に歸したる時に非ざれば之を買受くることを得ず

前項の場合に於て買受は第三者に對しても其の效力を有す

第一項の期間内に於て收用したる土地を他の軍機に關する事業又は内閣の認定したる事業に供するときは不用に歸したるものと看做さず

第六十七條 前條の不用の土地あるときは起業者は舊所有者又は其の相續人に通知すべし但し起業者の過失なくして之を確知すること能はざるときは少くとも三回の公告を爲すべし

前項の通知を受けたる日より二箇月内又は第三回の公告終了の日より六箇月内に舊所有者又は其の相續人が買受の通知を爲さざるときは其の權利を失ふ

#### 第八章 費用の負擔

第六十八條 起業者、土地所有者及關係人が本法又は本法に基づきて發する命令に規定したる手續其他の行爲を爲し又は義務を履行する爲めに要したる費用は各其の負擔とす

第六十九條 收用審査會に要したる費用は命令を以て別に負擔者を定めたるものを除

くの外府縣の負擔とす第五十九條の場合に要したる費用に付ても亦同じ第七十二條の規定により收用審査會の裁決を取消したる場合に於て更に開くべき收用審査會に要したる費用は之を起業者土地所有者及關係人に負擔せしむることを得ず

第七十條 第七十三條第一項の規定に依り地方長官が義務者の爲すべき事項を自ら執行し又は他人をして執行せしめたる爲めに要したる費用は府縣の負擔とす府縣は前項の費用を各其の義務者より徴收することを得但し其の義務者の受領すべき補償金を以て之を充つることを得

第七十一條 土地所有者又は關係人の負擔すべき費用は第六十一條但書の場合に於ては市町村の負擔とす前項の場合に於ては前條第二項の規定を準用す

#### 第九章 監督、強制及罰則

第七十二條 收用審査會が其の權限を超え又は法令の規定に違反して爲したる裁決は内務大臣之を取消すことを得

第七十三條 義務者が本法又は本法に基づきて發する命令の規定に依る義務を履行せず又は之を履行するも一定の期間内に終了する見込みなきときは地方長官は自ら之を執行し又は他人をして之を執行せしむることを得

義務者が本法又は本法に基づきて發する命令の規定に依る義務を履行せざる場合に於て前項の規定に依ること能はざるときは地方長官は直接に之を強制することを得

第七十四條 前章の規定に依り私人の負擔すべき費用を支出せざる者あるときは行政廳は國稅滯納處分の例に依り之を徴收することを得

前項の費用に付ては行政廳は國稅に次ぎ先取特權を有す

第七十五條 收用審査會員人の囑託を受け賄賂を收受し又は之を聽許したるときは一年以下の重禁錮に處し四十圓以下の罰金を附加す其の賄賂を贈與し又は贈與することを約したる者亦同じ

第七十六條 第十一條の規定に違反し行政廳の許可を得ずして障害物を除却したる者は五十圓以下の罰金に處す

第七十七條 第九條又は第十條の規定に違反し行政廳の許可を得ずして土地に立入りたる者は三十圓以下の罰金に處す

第七十八條 故なく鑑定人たることを拒みたる者又は鑑定人が故なく鑑定を爲すことを拒みたるときは四十圓以下の罰金に處す

第七十九條 鑑定人として收用審査會に呼出されたる者は詐僞の陳述を爲したるとき

は一年以下の重禁錮に處し五十圓以下の罰金を附加す賂賄其の他の方法を以て人に囑託して詐偽の鑑定を爲さしめたる者亦同じ

第八十條 鑑定人又は第四十三條第二項若は第五十九條の規定に依り呼出を受けたる者故なく出頭せざるときは二十圓以下の罰金に處す

第十章 訴願及訴訟

第八十一條 收用審査會の裁決に對して不服ある者は内務大臣に訴願することを得  
收用審査會の違法裁決に由り權利を傷害せられたりとする者は行政裁判所に出訴することを得

前二項の規定に依る訴願訴訟は裁決書謄本の交付を受けたる日より二週間を経過したるときは之を提起することを得ず本法の規定に依り通常裁判所に出訴を許したる事項に關しては訴願又は行政訴訟を提起することを得ず

第八十二條 收用審査會の裁決中補償金額の決定に對して不服ある者は通常裁判所に出訴することを得但し裁決書謄本の交付を受けたる日より三ヶ月を経過したるときは此限りにあらず

前項の訴訟は收用審査會に對して之を提起することを得ず第五十九條の規定に依る

地方長官の決定に付ては前二項の規定を準用す

第八十三條 本法の規定に依る訴願訴訟は事業の進行及土地の收用又は使用を停止せず

附 則

第八十四條 本法は明治三十三年四月一日より施行す

第八十五條 明治二十二年法律第十九號土地收用法の規定に依り收用又は使用に關して爲したる手續其の他の行爲は本法の規定に依りて爲したるものと看做す明治二十二年法律第十九號土地收用法の規定に依り收用したる土地に關しては第六十六條の期間は本法施行の日より之を起算す

明治八年太政官達第三百三十二號公用土地買上規則に依り買上げ現に國有たる土地は命令の定むる所に依り本條の規定を準用す

第八十六條 收用審査會の爲すべき職務は北海道及沖繩縣に於ては地方長官之を行ふ郡長の爲すべき職務は支廳長又は島司を置きたる地に於ては支廳長又は島司之を行ひ支廳長又は島司を置かざる地に於ては支廳長又は島司に準すべき吏員之を行ひ支廳長又は島司に準すべき吏員を置かざる地に於ては町村長に準すべき吏員之を行ふ

市長の爲すべき職務は北海道及沖繩縣に於て區長を置きたる地に於ては區長之を行ふ

七〇

町村長の爲すべき職務は町村制を施行せざる地に於ては町村長に準すべき吏員之を行ひ町村長に準すべき吏員を置かざる地に於ては郡長に準すべき吏員之を行ふ

第八十七條 明治二十二年勅令第五號東京市區改正土地建物處分規則其の他別段の定あるものは各其の定むる所に依る

第八十八條 明治二十二年法律第十九號土地收用法明治二十三年法律第五十四號土地收用協議會規則及明治三十二年法律第七十二號は之を廢止す

## 市街地建築物法

(大正八年四月五日法律第三十七號)

朕帝國議會の協賛を経たる市街地建築物法を裁可し茲に之を公布せしむ

### 市街地建築物法

第一條 主務大臣は本法を適用する區域内に住居地域、商業地域又は工業地域を指定することを得

第二條 建築物にして住居の安寧を害する虞ある用途に供するものは住居地域内に之を建築することを得ず

第三條 建築物にして商業の利便を害する虞ある用途に供するものは商業地域内に之を建築することを得ず

第四條 工場、倉庫其の他之に準すべき建築物にして規模大なるもの又は衛生上有害若しくは保安上危険の虞ある用途に供するものは工業地域内に非ざれば之を建築することを得ず

主務大臣必要と認むるときは前項の建築物にして著しく衛生上有害又は保安上危険

七一

の虞ある用途に供するものに付ては工業地域内に於て其の建築に付特別地區を指定することを得

第五條 前三條に規定する建築物の種類は勅令を以て之を定む

第六條 前四條の規定の適用に付ては新に建築物の用途を定め又は建築物を他の用途に供するときは其の用途に供する建築物を建築するものと看做す

第七條 道路敷地の境界線を以て建築線とす但し特別の事由あるときは行政官廳は別に建築線を指定することを得

第八條 建築物の敷地は建築線に接せしむることを要す但し特別の事由ある場合に於て行政官廳の許可を受けたるときは此限に在らず

第九條 建築物は建築線より突出せしむることを得ず但し建築線が道路幅の境界線より後退して指定せられたるものなるときは命令の定むる所に依り建築物の前面突出部又は基礎は道路幅の境界線を越えざる範圍内に於て建築線より之を突出せしむることを得

第十條 行政官廳は市街の體裁上必要と認むるときは建築線に面して建築する建築物の壁面の位置を指定する事を得

第十一條 建築物を建築する場合に於ける其の高さ又は其の敷地内に存せしむべき空地に關しては地方の狀況、地域及地區の種類、土地の情態、建築物の構造、前面道路の幅員等を參酌し勅令を以て必要なる規定を設くることを得

第十二條 主務大臣は建築物の構造、設備又は敷地に關し衛生上又は保安上必要なる規定を設くることを得

第十三條 主務大臣は火災豫防上必要と認むるときは防火地區を指定し其の地區内に於ける防火設備又は建築物の防火構造に關し必要なる規定を設くることを得  
防火地區内に於ては建物の部分を爲す防火壁は土地の疆界線に接し之を設くることを得

第十四條 主務大臣は學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其他命令を以て指定する特种建築物の位置、構造、設備又は敷地に關し必要なる規定を設くることを得

第十五條 主務大臣は美觀地區を指定し其の地區内に於ける建築物の構造、設備又は敷地に關し美觀上必要なる規定を設くることを得

第十六條 主務大臣は建築物の工事執行に關し必要なる規定を設くることを得

第十七條

行政官廳は建築物左の各號の一に該當する場合に於ては其の除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其の他の必要なる措置を命ずることを得

七四

一、保安上危険と認むるとき

二、衛生上有害と認むるとき

三、本法又は本法に基きて發する命令に違反して建築物を建築したるとき

第十八條

本法適用區域の設定若しくは變更、地域若しくは地區の指定若しくは變更

其の地の場合に於て從來存在する建築物が其の後新たに建築せられたりとせば本法又は本法に基きて發する命令に違反すべきものなるときは行政官廳は相當の期間を指定し其の建築物に付前條に掲ぐる必要なる措置を命ずることを得

前項の規定に依る措置を命ずるときは勅令の定むる所に依り建築物所在地の公共團體をして損失を補償せしむ

前項の規定に依り補償を受くべき者補償金額に付不服あるときは其の金額決定の通知を受けたる日より三月内に通常裁判所に出訴することを得此の場合に於ては訴願し又は行政裁判所に出訴することを得ず

第十九條

建築主建築工事請負人、建築工事管理者又は建築物の所有者若しくは占有者

本法若しくは本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは二千圓以下の罰金又は科料に處す

第二十條

前條の規定は前條に掲ぐる者未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者其の營業に關し前條に規定する違反を爲したるときは此限に在らず

前條に掲ぐるものは其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者其の營業に關し前條に規定する違反を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免るゝことを得ず

前條に掲ぐる者法人なるときは明治三十三年法律第五十二號を準用す

第二十一條

本法又は本法に基きて發する命令に規定したる事項に付行政官廳の爲したる處分に不服ある者は訴願することを得

本法に依り行政裁判所に出訴することを得る場合に於ては主務大臣に訴願することを得ず

第二十二條

本法又は本法に基きて發する命令に規定したる事項に付行政官廳の爲したる違法處分に因り權利を毀損せられたりとする者は行政裁判所に出訴することを

七五



得

第二十三條 本法適用の區域は勅令を以て指定する市區其の他の市街地とす

特別の必要ある場合に於ては勅令を以て其の定むる所に依り前項の市街地の外に亘り本法適用の區域を定むることを得

第二十四條 本法は勅令の定むる所に依り建築工事中の建築物、建築工事に著手せざるも設計ある建築物又は建築物に非ざる工作物に之を準用することを得

第二十五條 本法の全部又は一部の適用を必要とせざる建築物は勅令を以て之を定む

第二十六條 本法に於て道路と稱するは幅員九尺以上のものを謂ふ  
道路の新設又は變更の計畫あるときは勅令の定むる所に依り其の計畫の道路は之を道路と看做す

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む（大正九年勅令第五百三十九號を以て同年十月一日より之を施行す）

### 市街地建築物法施行令

（大正九年九月三十日  
勅令第四百卅八號）

朕市街地建築物法施行令を裁可し茲に之を公布せしむ

市街地建築物法施行令

第一條 建築物左の各號の一に該當するときは住居地域内に之を建築することを得ず

一、常時十五人以上の職工を使用する工場、常時使用する原動機馬力數の合計二を超過する工場又は汽鐘を使用する工場但し行政官廳住居の安寧を害する虞なしと認むるもの又は公益上己むを得ずと認むるものは此の限りに在らず

二、五臺以上の自動車を常時収用する車庫

三、劇場、活動寫眞館、寄席又は觀物場

四、待合又は貸座敷

五、倉庫業を営む倉庫

六、火葬場

七、屠場

八、塵埃焼却場

九、前各號に掲ぐるものを除くの外行政官廳住居の安寧を害する虞ありと認め命令を以て指定するもの

第二條 建築物左の各號の一に該當するときは商業地域内に之を建築することを得ず

一、常時五十人以上の職工を使用する工場又は常時使用する原動機馬力数の合計十を超過する工場但し日刊新聞印刷所及行政官廳商業の利便を害する虞なしと認むるもの又は公益上已を得ずと認むるものは此の限りに在らず

二、前條第六號乃至第八號に該當するもの

三、前各號に掲ぐるものを除くの外行政官廳商業の利便を害する虞ありと認め命令を以て指定するもの

第三條 建築物左の各號の一に該當するときには工業地域内に非ざれば之を建築することを得ず

一、常時百人以上の職工を使用する工場又は常時使用する原動機馬力数の合計三十を超過する工場但し第一條第一號但書又は前條第一號但書に該當するものは此の限りに在らず

二、左に掲ぐる事業を営む工場但し行政官廳衛生上有害の又は保安上危険の虞なし

と認むるものは此の限りに在らず

イ 銃砲火薬類取締法の火薬類の製造

ロ 鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、「ピクリン」酸「ピクリン」酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷、「カリウム」、「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素、過酸化「カリウム」、過酸化「ナトリウム」、過酸化「バリウム」、硫化炭素、「エーテル」、「コロチウム」、「アルコホール」、木精、「アセトン」、「ベンゾール」、「キシロール」、「トルオール」、「テレピン」油、硝化纖維素、「セルロイド」、石油類其の他之に類する引火性又は發火性物品の製造

ハ 硫黄沃度、「ブROOM」、四鹽化炭素、鹽化硫黄、鹽酸、硫酸、硝酸、磷酸、弗化水素、醋酸、無水醋酸、石炭酸、安息香酸、苛性加里、苛性曹達、「アンモニア」水、炭酸加里、炭酸素達、「クロール」石灰、次硝酸蒼鉛、「チアン」化合物、砒素化合物、「バリウム」化合物水銀化合物、鉛化合物、銅化合物、亞硫酸鹽類、「フォルマリン」、「クロロホルム」、「イチオール」、「ズルフオナール」、「グリセリン」、「アンチフェブリン」、「アスピリン」、「クレオソート」、「グアヤコール」等其の製造に際し有臭又は有害の瓦斯又は廢液を生ずる物品の製造

- ニ 水銀を用ゐる計器の製造
- ホ 燐寸の製造
- ヘ 金屬の熔融又は精練
- ト 乾燥油又は熔劑を用ゐる擬革紙布又は防水紙布の製造
- チ 肥料の製造
- リ 動物質原料の化製
- ヌ 製革又は毛皮の精製
- ル 骨、角又は貝殻の乾燥研磨
- ヲ 製油又は製蠟
- ワ 染料顔料又は塗料の製造
- カ 煉瓦又は坩堝の製造
- ヨ 「アスファルト」の製造
- タ 「セメント」、石膏、石灰、假製石灰、炭化石灰又は石灰窒素の製造
- レ 古綿又は襪褌類の精製
- ソ 鑛石類、黒鉛、硝子、煉瓦、陶磁器等の粉碎

- ツ 石炭瓦斯又は壓縮瓦斯の製造
  - ネ 「コークス」の製造
  - ナ 石炭「タール」、木「タール」、石油蒸餾産物又は其の殘渣を原料とする製造
  - ラ 石鹼の製造
  - ム 製紙
  - ウ 溶劑を用ゐる護膜製品の製造
  - キ 鋼釘又は鋼球の製造
  - ノ 汽罐の製造
  - オ 金屬の壓延又は伸線
  - ク 炭素製品の製造
- 三、前號に掲ぐるものを除くの外行政官廳衛生上有害の又は保安上危険の虞ありと認め命令を以て指定する事業を営む工場
- 四、第二號イ、ロ、ホ、リ及レの物品の貯藏又は處理に供するもの但し行政官廳衛生上有害の又は保安上危険の虞なしと認むるものは此の限に在らず
- 五、前號に掲ぐるものを除くの外行政官廳衛生上有害の又は保安上危険の虞ありと

認め命令を以て指定する物品の貯藏又は處理に供するもの

第四條 建築物の高は住居地域内に於ては六十五尺を、住居地域外に於ては百尺を超過することを得ず但し建築物の周圍に廣濶なる公園、廣場、道路其の他の空地ある場合に於て行政官廳交通上、衛生上及保安上支障なしと認むるときは此の限に在らず

第五條 煉瓦造建築物及石造建築物は高六十五尺軒高五十尺を、木造建築物は高五十二尺軒高三十八尺階數三を、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物は高三十六尺軒高二十六尺を超過することを得ず

前項の石造には人造石造及「コンクリート」造を、木造には土藏造を包含す

第一項の木骨煉瓦造建築物とは厚三寸以上の煉瓦積を以て木骨を被覆又は填充して外壁を構成するものを謂ひ木骨石造建築物とは厚三寸以上の石、人造石又は「コンクリート」を以て木骨を被覆又は填充して外壁を構成するものを謂ふ

一、建築物にして外壁二種以上の構造より成るものに付ては第一項の規定の適用に關し制限の最嚴なるものに依る

第一項の階數には屋階及地階を包含せず

第六條 前二條に規定する建築物の高とは地盤面より建築物の最高部迄の高を謂ふ

前條第一項の軒高とは地盤面より建築物の外壁上端迄の高さ外壁上端に扶欄扶壁又は軒蛇腹あるときは其の最高部迄の高さ出軒の場合には軒桁上端迄の高さを謂ふ但し切妻の部分は軒高に之を算入せず

前二項の地盤面に高低あるときは行政官廳其の地盤面を認定す

第七條 建築物各部分の高さは其の部分より建築物の敷地の前面道路の對側境界線迄の水平距離の一倍四分の一を超過することを得ず且つ其の前面道路幅員の一倍四分の一に二十五尺を加へたるものを限度とす但し住居地域外に在る建築物に付ては一倍四分の一を一倍二分の一とす前項の高さとは前面道路の中央よりの高さを謂ふ

第八條 建築物の敷地が幅員同じからざる二以上の道路に接する場合に於て一の道路の境界線迄の水平距離が其の道路幅員の一倍二分の一以内にして且八十尺以内の區域の内に在る建築物各部分の高に付ては前條の規定の適用に關し其の道路を前面道路と看做す

前項の規定に依る前面道路二以上在る場合に於て其幅員同じからざるときは幅員小なる前面道路は幅員最大なる前面道路と同一の幅員を有するものと看做す

第一項の場合に於て同項に規定する区域の外に在る建築物各部分に付ては幅員最大なる道路は前面道路と看做す

第九條 道路境界線が建築線と一致せざる場合に於ては道路境界線又は道路幅員に關する前二條の規定の適用に關し建築線を其の道路境界線と看做す

第十條 建築物の敷地左の各號の一に該當するときは前三條の規定に拘らず行政官廳別段の定めを爲すことを得

- 一、公園、廣場、河、海の類に接するとき
- 二、前面道路の對側に公園、廣場、河、海の類あるとき
- 三、其の地盤面と前面道路の路面との高低の差著しきとき
- 四、高低の差著しき二以上の道路に接するとき
- 五、道路の終端に位するとき

第十一條 行政官廳は命令を以て特に道路を指定し之に面する建築物の高の最低限度を定むることを得

第十二條 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物の屋上に突出するものゝ高さは建築物の高さに之を算入せず

裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水漕等建築物の屋上突出部の高さは行政官廳命令の定むる所に依り建築物の高に之を算入せざることを得

第十三條 本令中高に關する規定は煙突、物見塔、扛重機、水槽、汽槽、無線電信用電柱の類及工業用建築物にして行政官廳其の用途に依り已むを得ずと認め許可したるものに付之を適用せず

本令中高に關する規定は社寺建築物にして行政官廳の許可を受けたるものに付之を適用せず

第十四條 建築物の建築面積は建築物の敷地の面積に對し住居地域内に於ては十分の六、商業地域内に於ては十分の八住居地域及商業地域外に於ては十分の七を超過することを得ず但し商業地域内に於て行政官廳特に指定したる角地其他の地區に於ける建築物の第一階及地階に付ては此の限りに在らず

主として住居の用に供する建築物は住居地域外にあるものと雖前項の規定の適用に關し住居地域内に在るものと看做す

第十五條 前條第一項の建築面積とは建築物の水平斷面に於ける外壁の又は之に代るべき柱の中心線内面積中最大なるものを謂ふ但し地階にして其の外壁の高地盤面上

六尺以下のもの、部分の面積は之を建築面積と看做さず  
軒、庇、桔出椽の類が前項の中心線より突出すること三尺を超ゆる場合に於ては其の外端より三尺を後退する線を以て前項の中心線と看做す  
前條第一項の建築物の敷地の面積とは建築物の敷地の水平断面の面積中最大なるものを謂ふ

第十六條 第七條、第八條、第十條、第十四條、前條及第十七條の建築物の敷地とは一構の建築物に屬する一團の土地を謂ふ

第十七條 市外地建築物法第十八條第二項の規定に依り損失を補償すべき場合は左の各號の一に該當する場合に限る

- 一、地域の又は工業地域内特別地区の指定又は變更に基き建築物の使用禁止又は建築物主要構造部の除却を命じたる場合
- 二、美觀地區の指定又は變更に基き建築物主要構造部の除却を命じたる場合
- 三、建築線の指定又は變更に基き建築物の主要構造部の除却を命じたる場合
- 四、建築線に面する建築物の壁面の位置の指定に基き建築物主要構造部の變更又は除却を命じたる場合

五、建築物の高又は建築物の敷地内に存せしむべき空地に關する規定に基き建築物主要構造部の除却を命じたる場合

第十八條 市街地建築物法第十八條第二項の規定に依り補償すべき損失は通常生ずべき損失に限る

第十九條 前二條の規定に依る損失補償の請求は市街地建築物法第十八條第一項の措置を命ぜられたる者之を命ぜられたる日より起算し三月内に之を爲すことを得

第二十條 市街地建築物法第十八條第二項の公共團體とは同法第二十三條の規定に依る同法適用區域の屬する市區町村とす

第二十一條 補償義務の有無及補償の金額は補償審査會之を裁定す

第二十二條 補償審査會は第二十條に規定する市街地建築物法第十八條第二項の公共團體毎に之を置く

補償審査會は會長一人及委員十二人を以て之を組織す

第二十三條 會長は地方長官を以て之に充つ

委員は左に掲ぐる者を以て之に充つ

一、關係各廳高等官

- 二、前條第一項の公共團體の吏員
  - 三、前號の公共團體の議會の議員
  - 四、學識經驗ある者
- 前項第一號、第二號及第四號の委員は主務大臣之を命じ第三號の委員は其の議會に於て之を選擧す

二 二  
四 人  
二 人

第二十四條補償審査會に關しては土地收用法第二十七條乃至第三十一條、第三十七條第三十九條、第四十條第一項第二項、第四十二條乃至第四十五條、第六十九條、第七十二條及第八十三條の規定を準用す

第二十二條第一項の公共團體の二以上に亘る建築物に關しては關係補償審査會合同して會議を開くべし

第二十五條 市街地建築物法第十八條の規定は建築工事中の建築物及建築工事に着手せざるも設計ある建築物にして其の建築竣工の後に於て市街地建築物法第十八條第一項の規定に依る措置を命ずる必要なしと認むるものに於ては其の建築を許可することを得

第二十六條、行政官廳は建築工事中の建築物又は建築工事に着手せざるも設計ある建築物にして其の建築竣工の後に於て市街地建築物法第十八條第一項の規定に依る措置を命ずる必要なしと認むるものに於ては其の建築を許可することを得

第二十七條 市街地建築物法は古社寺保存法又は史蹟名勝天然記念物保存法の適用又は準用を受くる建築物に付之を適用せず

第二十八條 鳥居、形像、記念門、記念塔其の他の建築物にして道路を占用して施設するものに對しては市街地建築物法第八條第九條及第十一條の規定を適用せず

第二十九條 博覽會建築物、觀覽場、飾門、飾塔、足代及棧橋の類にして假設的のものに對しては市街地建築物法第二條乃至第六條第九條及第十一條の規定を適用せざることを得

第三十條 市街地建築物法第二十六條第一項の道路の新設又は變更の計畫ある場合に於て行政廳其の計畫を告示したるときは其の計畫の道路は之を道路と看做す

附 則

本令は市街地建築物法施行の日より之を施行す

### 防火地區建築補助規則

(大正十三年八月二日內務省令第十九號)

防火地區建築補助規則左の通定む

防火地區建築補助規則

九〇

第一條 東京府及神奈川県の市街地建築物法適用區域内に於ける大正十二年九月の震災に因り火災に罹りたる地區の中甲種防火地區内に於て市街地建築物法施行規則第百四十三條の規定に依り認可を受け建物の新築又は増築を爲す建築主に對し毎年度豫算の範圍内に於て本令に依り補助金を交付す  
前項の火災に罹りたる地區とは大正十二年内務省令第三十三號第一條に定むる地區を謂ふ

第二條 補助金額は左の區分に依り復興局長官之を定む

- 一、建物（第三號に掲ぐる建物を除く）の外壁、床及柱を耐火構造とするとき  
床面積一坪に付 金五十圓以内
- 二、建物（第三號に掲ぐる建物を除く）の外壁を耐火構造とするとき  
床面積一坪に付 金四十圓以内
- 三、市街地建築物法第十四條の規定に依る特種建築物耐火構造規則第一條及第二條に掲ぐる建物に對する補助金額は左の區分に依る  
イ 第一條に掲ぐる建物

床面積一坪に付

金二十圓以内

ロ 第二條に掲ぐる建物

建物の外壁、床及柱を耐火構造とするとき

床面積一坪に付

金三十圓以内

建物の外壁を耐火構造とするとき

床面積一坪に付

金二十圓以内

市街地建築物法第十四條の規定に依る特種建築物耐火構造規則第四條の規定に依り同規則第一條及第二條の規定を準用する建物の部分に對しては前項第三號の規定を準用す

第一項の床面積とは建物各階の建築面積中床を有する部分（階段室、昇降機室等に付ては床を有するものと看做す）を謂ふ但し地階及屋階の床面積を除く

補助金額の算定に付ては一の建物の床面積に一坪未滿の端數あるときは之を切捨つ建物の構造特に簡易なる部分に付ては第一項の補助金額を減することを得

第三條 市街地建築物法施行規則第四十三條の規定を適用する建物の床面積中床面が地盤面上四十五尺を越ゆるものは前條第一項の床面積に算入せず

九一



第四條 府縣市區及學區に對しては補助金を交付せず

第五條 補助金の交付を受けんとする者は市街地建築物法施行規則第四百十三條の規定に依り認可を受けたる日より六十日以内に別記様式に依る願書を復興局長官に提出し認可を受くべし建築物の設計又は用途の變更ありたるに因り補助金額に増減を生ずるとき亦同じ

前項の願書には市街地建築物法施行規則第四百十三條の規定により認可を受けたる申請書の副本を添付すべし

同一の建物につき建築主數人ある場合に於ては代表者一人を定め其の正當なる事を證する書面を願書と共に提出すべし

第六條 建築主に變更ありたるときは其の事實の生じたる日より二十日以内に復興局長官に補助金交付認可書を提出し其の名義變更を請求すべし但し其の變更が補助金交付の認可前なるときは復興局長官に補助金交付願の名義變更を届出づべし

第七條 補助金交付の認可を受けたる者は建物使用認可證の交付を受けたる日より三十日以内に復興局長官に補助金を請求すべし

第八條 復興局長官前條の請求を受けたるときは建物検査の上補助金を支拂ふべし

第九條 建物の新築又は増築に關する地方長官の認可效力を失ひ又は取消されたるときは補助金交付の認可は其效力を失ふ

第十條 市街地建築物法施行規則第三百三十二條又は第三百三十三條の規定に依り甲種防火地區内の建物に關する規定を適用する建物に付ては本令を準用す但し甲種防火地區の境界線より六間を越ゆる區域にある建物の部分に付ては此限に在らず

第十一條 本令に依り復興局長官に提出すべき書類は東京府に於ては警視總監、神奈川県に於ては神奈川県知事を經由すべし

附 則

本令は交附の日より之を施行す但し神奈川県に付ては別に施行期日を定む

本令施行前市街地建築物法施行規則第四百十三條の規定により認可を受けたる者本令に依る補助金の交付を受けむとするときは本令施行の日より六十日以内に第五條の規定に依る願書を提出すべし

本令施行の際又は防火地區變更の際第一條の甲種防火地區内に於て新築又は増築工事中の建物に付ては本令を準用す

(別記補助金交付願様式略す)

### 市街地建築物法施行令中改正の件

(大正十二年八月三十日勅令第三百九十五號)

朕市街地建築物法施行令中改正の件を裁可し茲に之を公布せしむ  
市街地建築物法施行令中左の通改正す

第三條の二 地域又は工業地域内特別地區の指定又は變更の際現に存在する建築物に

して前三條の規定に依り現在地に建築することを得ざる種類に屬するものは其の指定又は變更の日より十年間を限り行政官廳の許可を受け左記各號に規定する制限内に於て増築、改築又は用途の變更を爲すことを妨げず

一、地域又は地區の指定又は變更の際現に存在する建築物の敷地を超えて増築又は改築せざることを

二、建築物の増築又は改築に因り増加すべき建築面積は地域又は地區の指定又は變更の際現に存在する建築物の建築面積の二分の一を超えざることを

三、建築物の増築又は改築に因り増加すべき床面積は地域又は地區の指定又は變更の際現に存在する建築物の床面積を超過せざることを

第二十六條の規定に依り建築の許可を受けたる建築物は前項の規定の適用に付ては之を地域又は地區の指定又は變更の際現に存在する建築物と看做す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

### 市街地建築物法施行令中改正の件

(大正十三年六月十日勅令第五百十二號)

朕市街地建築物法施行令中改正の件を裁可し茲に之を公布せしむ

市街地建築物法施行令中左の通改正す

第五條第一項を左の如く改め同條第五項を削る

煉瓦造建築物、石造建築物及木造建築物は高四十二尺軒高三十尺を、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物は高二十五尺軒高十五尺を超過することを得ず

第十四條第一項但書中「商業地域内に於て」及「の第一階及地階」を削り同條第二項を削る

第十五條中「第一項」を削る

第二十九條之二 市街地建築物法第二十六條第二項の道路の境域内に於て行政官廳支障なしと認むるときは同法第八條、第九條及第十一條の規定に拘はらず存續期限を附し假設建築物の建築を許可することを得

附 則

本命は大正十三年七月一日より之を施行す

### 借地借家臨時處理法

第一條 本法に於て借地借家と稱するは借地法及借家法に於ける借地借家を謂ふ

第二條 地代、家賃、敷金其の他借地借家の條件が著しく不當なるときは當事者の申立に因り裁判所は鑑定委員會の意見を聽き借地借家關係を衡平ならしむる爲め其の條件の變更を命ずることを得此の場合に於て裁判所は敷金其の他の財産上の給付の返還を命じ又は其の給付を地代若しくは家賃の前拂と看做し其の他相當なる處分を命ずることを得

第三條 大正十二年九月の震災に因りて滅失したる建物の借主は其の建物の敷地又は其の換地の上に新たに築造せられたる建物に付其の完成前賃借の申出を爲したるときは他の者に優先して之を賃借することを得滅失したる建物の敷地又は其の換地の上に築造せられたる假設建築物の借主亦同じ  
前項の申出を受けたる者申出を受けたる日より二週間に拒絶の意思を表示せざるときは申出を承諾したるものと看做す第一項の申出は正當の理由あるに非ざれば之を拒絶することを得ず

第四條 前條の場合に於て借家に付當事者間に協議調はざるときは申立に因り裁判所は鑑定委員會の意見を聽き従前の賃貸借の條件建物の狀況其の他一切の事情を斟酌して借家關係を定むることを得

第五條 新に築造せられたる建物に付其三條第一項の規定に依り賃借の申出を爲したる者數人ある場合に於て賃借すべき建物の割當に付當事者間に協議調はざるときは裁判所は申立に因り従前の建物又は假設建築物の狀況、借主の職業其の他一切の事情を斟酌して其の割當を爲す前項の規定に依り難き場合に於ては裁判所は抽籤の方法を用ひて割當を爲すことを得裁判所は當事者間の衡平を維持する爲め必要ありと認むるときは割當を受けざる借主又は著しく不利益なる割當を受けたる借主の爲め割當に因り著しく利益を受けたる他の借主に對し相當なる出捐を命ずることを得

第六條 大正十二年九月の震災に因りて滅失したる建物に居住したるものが其の建物の敷地の上に假設建築物を築造したる場合に於て敷地の借主が之に同意したるときは其の同意に付地主の承諾を得ざりし場合と雖地主は之を理由として契約の解除を爲すことを得ず但し裁判所の許可を得たるときは此の限に在らず

第七條 借地の上に存する借地人の建物が大正十二年九月の震災に因り滅失したる場

合に於ては其の借地權は借地權の登記及其の土地の上に存する建物の登記なきも之を以て大正十三年七月一日以後其の土地に付權利を取得したる第三者に對抗することを得

第八條 第二條及第四條乃至第六條の規定に因る裁判は借地又は借家の所在地を管轄する區裁判所に於て非訟事件手續法に依り之を爲す

第九條 鑑定委員會は五人以上の委員を以て之を組織す

第十條 鑑定委員は特別の知識經驗ある者其他適當なる者に就き毎年豫め地方裁判所長の選任したる者又は當事者の合意に依り選定せられたる者の中より各事件に付裁判所之を指定す

第十一條 鑑定委員會の決議は委員の過半數の意見に依る

第十二條 鑑定委員會の評議は秘密とす

第十三條 鑑定委員には旅費日當及止宿料を給す其の額は勅令を以て之を定む

第十四條 借地借家調停法第四條の二及第五條の規定は第二條第四條及第五條の規定に依る申立並に第六條の規定に依る許可の申請ありたる場合に之を準用す此の場合に於て調停に付する裁判に對しては不服を申立つることを得ず

第十五條 第二條及第四條乃至第六條の規定に依る裁判に對しては即時抗告を爲すことを得其の期間は之を二週間とす

前項の即時抗告は執行停止の效力を有す

第十六條 本法に依る裁判にして財産上の給付を命ずるものは執行力を有する債務名義たるの效力を有す

第十七條 本法に依る裁判の費用に付ては民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條の規定に依る

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法施行の地區は勅令を以て之を定む

本法は大正十八年四月三十日迄其の效力を有す

本法失効の際に於て必要なる経過規定は勅令を以て之を定む

# 行政裁判法

(明治二十三年六月三十日法律第四十八號) 改正大正五年第三七號

朕行政裁判法を裁可し茲に之を公布せしむ

## 行政裁判法

### 第一章 行政裁判所組織

第一條 行政裁判所は之を東京に置く

第二條 行政裁判所に長官一人及評定官を置く

評定官の員數は勅令を以て之を定む

行政裁判所に書記を置く其の員數及職務は勅令を以て之を定む

第三條 長官は親任とす評定官は勅任又は奉任とす(大正五年法律第三十七號を以て本項中改正)

長官及評定官は三十歳以上にして五年以上高等行政官の職を奉じたる者若くは裁判官の職を奉じたる者より任命せらるゝものとす(同上)

書記は長官之を判任す

第四條 長官及評定官は在職中左の諸件を爲すことを得ず

一〇二

一、公然政事に關係すること

二、政黨の黨員又は政社の社員となり又は衆議院議員府縣郡市町村會の議員若しくは  
參事會員たること

三、兼官の場合を除く外俸給ある又は金錢の利益を目的とする公務に就くこと

四、商業を營み其の他行政上の命令を以て禁じたる業務を營むこと

第五條 第六條の場合を除く外長官及評定官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るに非  
ざれば其の意に反して退官轉官又は非職を命ぜらるゝことなし

行政裁判所の長官又は評定官を兼任する者は其本官在職中前項を適用す懲戒處分の  
法は別に勅令を以て之を定む

第六條 長官及評定官身體若しくは精神の衰弱に因り職務を執ること能はざるときは内  
閣總理大臣は行政裁判所の總會の決議に依り其の退職を上奏することを得

第七條 長官は行政裁判所の事務を總理す長官故障あるときは評定官中官等最も高き

もの之を代理す官等同じきときは任官の順序に依り其の先なる者之を代理す

第八條 長官は自ら裁判長となり若しくは評定官に裁判長を命ずることを得

部を分つの必要あるときは其の組織及事務分配は勅令の定むる所に依る

第九條 行政裁判所の裁判は裁判長及評定官を併せ五人以上の列席合議を要す但し列  
席の人員は奇數に限る若し缺席の爲め偶數となりたるときは官等最も低き評定官を  
議決より除く官等同じきときは任官の順序に依り其の後なる者を除く

議決は過半数に依る

第十條 長官又は評定官は左の場合に於て評議及議決に加はることを得ず

一、裁判すべき事件自己又は父母兄弟姉妹若しくは妻子の身上に關するとき

二、裁判すべき事件一人の資格を以て意見を述べたるもの又は理事者代理者若く  
は職務外の地位に於て取扱ひたるものに關するとき

三、裁判すべき事件行政官たるの資格を以て其の事件の處分又は裁決に參與したる  
ものに關するとき

第十一條 前條の場合に於て原告又は被告は原因を疏明して文書又は口頭を以て長官  
又は評定官を忌避することを得

前項の場合に於て行政裁判所は本人を回避せしめ之を議決す

第十二條 忌避若しくは除斥の原因たる事情に付長官又は評定官より申出あるとき又は

一〇三

他の事由よりして長官又は評定官が法律に依り評議及決議に加はるを得ざるの疑あるときは行政裁判所は本人を回避せしめ之を議決す

第十三條 行政裁判所の處務規程は勅令を以て之を定む

第十四條 行政訴訟の辯護人たることを得るは行政裁判所の認許したる辯護士に限る

### 第二章 行政裁判所権限

第十五條 行政裁判所は法律勅令に依り行政裁判所に出訴を許したる事件を審判す

第十六條 行政裁判所は損害要償の訴訟を受理せず

第十七條 行政訴訟は法律勅令に特別の規定あるものを除く外地方上級行政廳に訴願

し其の裁決を経たる後に非ざれば之を提起することを得ず各省大臣の處分又は内閣直轄官廳又は地方上級行政廳の處分に對しては直に行政訴訟を提起することを得。各省又は内閣に訴願をなしたるときは行政訴訟を提起することを得ず

第十八條 行政裁判所の判決は其の事件に付き關係の行政廳を羈束す

第十九條 行政裁判所の裁判に對しては再審を求むることを得ず

第二十條 行政裁判所は其の權限に關しては自ら之を決定す

行政裁判所と通常裁判所又は特別裁判所との間に起る權限の爭議は權限裁判所に於

て之を裁判す

第二十一條 行政裁判所の判決の執行は通常裁判所に囑託することを得

### 第三章 行政訴訟手續

第二十二條 行政訴訟は行政廳に於て處分書若しくは裁決書を交付し又は告知したる日より六十日以内に提起すべし六十日を經過したるときは行政訴訟を爲すことを得ず但し法律勅令に特別の規程あるものは此限に在らず

訴訟提起の日限其の他此法律に依り行政裁判所の指定する日限の計算並に災害事變の爲め遷延したる期限に關しては民事訴訟の規程を適用す

第二十三條 行政訴訟は法律勅令に特別の規程あるものを除く外行政廳の處分又は裁決の執行を停止せず但し行政廳及行政裁判所は其の職權に依り又は原告の願に依り必要と認むるときは其の處分又は裁決の執行を停止することを得

第二十四條 行政訴訟は文書を以て行政裁判所に提起すべし

法律に依り法人と認められたるものは其の名を以て行政訴訟を提起することを得

第二十五條 訴狀は左の事項を記載し原告署名捺印すべし

一、原告の身分、職業、住所、年齢

- 二、被告の行政廳又は其の他の被告
- 三、要求の事件及其理由
- 四、立證
- 五、年月日

訴狀には原告の經歷したる訴願書裁決書並に證據書類を添ふべし

第二十六條 訴狀には被告に送付する爲めに必要文書の副本を添ふべし

第二十七條 行政裁判所は原告の訴狀に就て審査し若し法律勅令に依り行政訴訟を提起すべからざるものなるか又は適法の手續に違背するものなるときは其の理由を付したる裁決書を以て之を却下すべし

其訴狀の方式を缺くに止まるものは之を改正せしむる爲め期限を指定して還付すべし

第二十八條 行政裁判所に於て訴訟を受理したるときは其副本を被告に送付し相當の期限を指定して答辯書を差出さしむべし

答辯書には原告に送付する爲め必要文書の副本を添ふべし

第二十九條 行政裁判所は必要なりと認むる時は其の期限を指定して原告被告交互に

辯駁書及再度の答辯書を差出さしむべし

第三十條 行政裁判所は訴狀及答辯書の附屬文書の副本を原告被告交互に送付する代りに所内に於て之を閲覽せしむる事を得

第三十一條 行政裁判所は訴訟審問中其事件の利害に關係ある第三者を訴訟に加はらしめ又は第三者の願に依り訴訟に加はることを許可するを得

前項の場合に於ては行政裁判所の判決は第三者に對しても亦其の效力を有す

第三十二條 行政官廳は其の官吏又は其の申立に依り主務大臣より命じたる委員をして訴訟代理を爲さしむることを得

代理者は委任狀を以て代人たることを證明すべし

第三十三條 行政裁判所は豫め指定したる期日に於て原告被告及第三者を召換して審廷を開き口頭審問を爲すべし

原告被告及第三者に於て口頭審問を爲すことを望まざる旨を申立てたる場合に於ては行政裁判所は文書に就き直に判決をなすことを得

第三十四條 審廷に於ては原告被告及第三者の辯明を聽くべし

審廷に於ては裁判長の許可を得たる者より順次發言すべし



原告被告及第三者は事實上及法律上の點に就き文書に盡さざる所を補足し又は誤謬を更正し若くは新たに證據を提出し及證書を提示することを得

第三十五條 主務大臣は必要と認むる場合に於ては公益を辯護する爲め委員を命じ審廷に差出すことを得

行政裁判所は判決を爲す前に委員をして意見を陳述せしむべし

第三十六條 行政裁判所の對審判決は之を公開す

安寧秩序又は風俗を害するの虞あり又は行政廳の要求あるときは行政裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

第三十七條 公開を停むるの決議を爲したるときは公衆を退かしむるの前之を言渡す

第三十八條 行政裁判所は原告被告及第三者に出廷を命じ茲に必要と認む證據を徴し證人及鑑定人を召喚し審問に應じ證明及鑑定を爲さしむることを得

證人又は鑑定人として審問に應じ證明及鑑定を爲すべき義務に關しては民事訴訟の規程を適用す其の義務を盡さざる場合に於て處分すべき科罰は行政裁判所自ら之を判決す

行政裁判所は口頭審問に於て舉證の手續を爲し又は評定官に委任し若くは通常裁判

所又は行政廳に囑託して之が調査をなさしむることを得

第三十九條 行政裁判所に於て審問中の事件に關し民事上の訴訟起ることありて通常裁判の確定を待つ必要ありと認むるときは其の審判を中止することを得

第四十條 審問手續に關する故障の申立は行政裁判所自ら之を判決す

第四十一條 召喚の期日に於て原告若くは被告若くは第三者出廷せざることあるも行政裁判所は其の審判を中止せず

原告被告及第三者共に出廷せざるときは行政裁判所は審問を行はず直に判決をなすことを得

第四十二條 裁判宣告書は理由を付し裁判長評定官及書記之に署名捺印し其謄本に行政裁判所の印章を捺し之を原告被告及第三者に交付すべし

行政訴訟の文書には訴訟用印紙を貼用するを要せず

第四十三條 行政訴訟手續に關し此の法律に規程なきものは行政裁判所の定むる所に依り民事訴訟に關する規定を適用することを得

#### 第四章 附 則

第四十四條 此の法律は明治二十三年十月一日より施行す

第四十五條 第二十條第二項の權限爭議は權限裁判所を設くる迄の間樞密院に於て之を裁定す

裁定の手續は勅令の定むる所に依る

第四十六條 従前の法令にして此の法律と牴觸するものは此の法律施行の日より廢止す

第四十七條 此の法律施行の前既に行政訴訟として受理し審理中に係るものは仍ち従前の成規に依り處分すべし

### 行政廳の違法處分に關する行政裁判の件

(明治二十三年十月十 法律第百六條)

朕行政廳の違法處分に關する行政裁判の件を裁可し茲に之を公布せしむ

法律勅令に別段の規程あるものを除く外左に掲ぐる事件に付行政廳の違法處分により權利を毀損せられたりとする者は行政裁判所に出訴することを得

- 一、海關税を除く外租税及手数料の賦課に關する事件
- 二、租税滯納處分に關する事件

- 三、營業免許の拒否及又は取消に關する事件
- 四、水利及土木に關する事件
- 五、土地の官民有區分の査定に關する事件

### 行政裁判所令

(大正二年六月十三日勅令第百三十三號)

朕行政裁判所令を裁可し茲に之を公布せしむ

#### 行政裁判所令

第一條 行政裁判所に三部を置く

行政裁判所長官は各部に屬すべき事務の分配を定む

第二條 部に部長を置く

長官は一の部の長と爲る

他の部長は勅任官たる行政裁判所評定官の中より之を命ず

第三條 部長は裁判長となり部の事務を監督し其の分配を定む

第四條 長官は部長及評定官の部屬を定む

第五條 部長故障あるときは其の部の評定官行政裁判法第七條第二項の順序に依り之

を代理す

評定官故障ある場合に於て之を代理すべきものは長官隨時之を定む

第六條 部長は一事件毎に審判準備の爲め其の部の評定官に專理を命ずる事を得

專理評定官は口頭審問を爲す前及合議の際部長及他の評定官に對し訴訟の事實證據

及争點に付説明を爲すべし

第七條 判決は審問終結したる期日又は其の期日より十四日以内に之を言渡すべし

第八條 裁判長行政裁判法第三十八條第二項の場合に於て科罰を言渡したるときは書

記をして訴訟記録に之を記入せしむ

第九條 行政裁判所の總會は評定官總員の三分の二以上出席するに非らざれば決議を爲すことを得ず

總會の決議は出席評定官の過半数に依る可否同數なるときは議長の決する所に依る

第十條 總會は長官之を召集す

長官は總會の議長となり議事を整理す

前二項の場合に於ては第五條第一項の規定を準用す

第十一條 合議の際各評定官意見を述ぶるの順序は官等の最も低き者を始とし裁判長

を終とす官等同じきときは年少の者を始とし專理を命じたる事件に付ては專理評定官を始とす

第十二條 評定官は決議すべき問題に付自己の意見を表することを拒むことを得ず

第十三條 法規の解釋を一定し又は判例を變更する必要ありと認むるときは長官之を總會の議に付す

第十四條 書類の送達は使丁若くは郵便を以てし又は通常裁判所に囑託して之を爲す

第十五條 行政裁判所は其の職權に屬する事項に付告示を發することを得

第十六條 本令の施行に關し必要な事項は長官之を定む

附 則

本令は公布の日より之を施行す

行政裁判所處務規程及明治三十四年勅令第七十二號は之を廢止す

### 行政訴訟豫納金手續

(明治三十二年四月一日行政裁判所告示第一號)

行政訴訟豫納金手續左の通改正す

豫納金手續

- 第一條 行政訴訟を爲す者又は參加人となる者は書類送達等の費用に充つる爲め金貳圓を豫納すべし
- 第二條 證人鑑定人の喚問其の他證據調べに關し費用を要するときは其の申請者より之を豫納すべし但し行政裁判所の職權を以て之を命じたる場合に於ては行政裁判所其の豫納者を指定す

明治三十二年行政裁判所告示第二號を以て改正

- 第三條 訴訟費用確定決定の申請を爲す者は書類送達等の費用に充つるため金壹圓を豫納すべし
- 第四條 前三條の豫納金にして不足なるときは更に追納を爲すべし  
其の金額は其の都度之を定む
- 第五條 豫納金は現金又は郵便替爲券を以て之を行政裁判所に納付すべし  
但し拂渡局は東京郵便電信局麴町支局宛たるべし
- 第六條 豫納金の殘額あるときは事件終局の後之を還付す

勅令第四百十四號

東京府及神奈川縣の市街地建築物法適用區域内に於ける大正十二年九月の震災に因り火災に罹りたる地區に於て大正十三年二月末日までに建築に着手し大正十七年八月末日までは除却する假設建築物に付ては市街地建築物法第二條乃至第十一條第十三條乃至第十五條の規定を適用せず

東京府及神奈川縣の市街地建築物法適用區域内に於ける前項の地域外の地區に於て大正十三年二月末日までに建築に着手し大正十七年八月末日迄に除却する建築物にして救護その他應急的施設の爲めのものに付亦前項に同じ

第一項の地區の範圍、同項の假設建築物の構造並に前項の建築物の種類及構造は内務大臣之を定む

附 則

本令は公布の日より之を施行す(大正十二年九月十五日)

勅令第九十八號

大正十二年勅令第四百十四號第一項に規定する大正十三年八月末日の期限は都市計畫